

第4期氷川町地域福祉計画



令和6年3月
熊本県 氷川町

ごあいさつ



平素より町民の皆様には、本町の福祉行政にご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

全国的に人口減少や少子高齢化の進行、人々の価値観やライフスタイルの多様化、災害や感染症リスクの高まりがある中、地域福祉を取り巻く環境の変化や地域福祉を支える担い手の減少、また、人と人とのつながりが希薄化するなど、地域で支え合う力が低下してきています。このような中、近年、国においては「地域共生社会」の実現を推進しています。

本町においても高齢化の中、人口減少・少子化傾向にあり、福祉のニーズも多様化・複雑化しています。また、本町の産業の状況においても担い手不足、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっています。こうした課題に対応するため、このたび、「第4期氷川町地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、「みんなの心が通い合い、支え合う、安心して暮らせるまち」を基本理念とし、「地域住民が主役の福祉活動の推進」、「相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実」、「お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくり」の3つを基本目標に掲げています。また、関連計画である「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯防止推進計画」を一体的に策定しています。

地域共生社会の実現に向けては、地域の福祉力をより一層高めていくことが必要です。そのため、本計画では、地域住民、関係団体・関係機関、社会福祉協議会、行政などのつながりを強化し、困りごとを抱える世帯を包括的に支援する仕組みづくりなど、地域の福祉力を高める様々な取組を進めて参ります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提案を賜りました氷川町地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、各種調査にご協力いただいた町民の皆様、関係機関や団体の皆様に深く感謝し、心から御礼申し上げます。

令和6年3月

氷川町長 藤本 一臣

～ 目 次 ～

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 「地域福祉」とは	5
5 「地域共生社会」の実現に向けた国の動向	7
6 熊本県地域福祉支援計画	9
7 計画の策定方法	11
8 「障がい」の表記について	11
第2章 地域福祉に係る本町の状況	13
1 人口の状況	13
2 世帯の状況	17
3 高齢者の就業状況	21
4 要介護（要支援）認定者の推移	23
5 障害者手帳所持者の推移	23
6 園児数の推移	25
7 児童・生徒数の推移	25
8 町民アンケート調査結果にみる本町の状況	27
9 区長アンケート調査結果にみる本町の状況	43
10 民生委員・児童委員、主任児童委員アンケート調査結果からみる本町の状況	50
第3章 第3期計画の実施状況、今後の方向性の検討	61
1 第3期計画の実施状況	61
2 本町の課題解決検討のためのワークショップ	65
3 検討結果	67
第4章 基本理念等	73
1 基本理念	73
2 基本目標	74
3 施策の体系	75

第5章 施策の展開	76
基本目標1 地域住民が主役の福祉活動の推進	76
1 多様な主体が参画する福祉活動の推進	76
2 支え合いの心を育むボランティア活動の推進	80
3 みんなで支え合う安心安全な地域づくり	82
基本目標2 相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実	87
1 誰もが相談しやすい包括的な支援体制の推進	87
2 多様な福祉サービスの充実と利用促進	89
3 孤立させない相談支援体制づくり	93
基本目標3 お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくり	100
1 人権の尊重と差別・虐待・暴力の防止	100
2 誰もが暮らしやすい生活環境の整備	102
第6章 成年後見制度利用促進基本計画	106
1 計画策定の背景	106
2 計画の位置付け	106
3 成年後見制度について	106
4 町民アンケート調査結果にみる本町の状況	110
5 本町の課題	110
6 基本理念	112
7 主要施策	112
第7章 再犯防止推進計画	118
1 計画策定に向けた基本的な考え方	118
2 計画の位置付け	119
3 町民アンケート調査結果にみる本町の状況	120
4 基本方針	124
5 施策方針	124
第8章 計画の推進	128
資料編	132
1 氷川町地域福祉計画策定委員会設置条例	132
2 氷川町地域福祉計画策定委員会名簿	134

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方で

す。

全国的に人口減少や少子高齢化の進行、人々の価値観やライフスタイルの多様化、災害や感染症リスクの高まりがある中、地域福祉を取り巻く環境の変化や地域福祉を支える担い手の減少、また、人と人とのつながりが希薄化するなど、地域で支え合う力が低下してきています。さらに、個人や世帯を取り巻く環境の変化により、地域住民が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化（8050問題※、ダブルケア※、社会的孤立※など）してきています。

このような中、近年、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を推進しています。その実現に向けては、福祉の領域だけではなく、まちづくりや産業、防犯・防災、環境、教育等との連携が不可欠とされています。

本町においても高齢化の中、人口減少・少子化傾向にあり、福祉のニーズも多様化・複雑化しています。また、本町の産業の状況においても担い手不足、血縁、地縁、社縁

といったつながりが弱まっています。

このようなことを踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けて、本町の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「第4期氷川町地域福祉計画」を策定します。

2 計画の位置付け

「地域福祉計画」は、「第2次氷川町総合振興計画」を上位計画とした個別計画であり、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として、「地域福祉の推進」を図るための基本的指針となるものです。また、高齢者、障がい者、子どもなどを対象とした福祉に関連する町の分野別計画と整合・連携を図りながら、これらの計画を横断的につなげる計画として策定するものです。

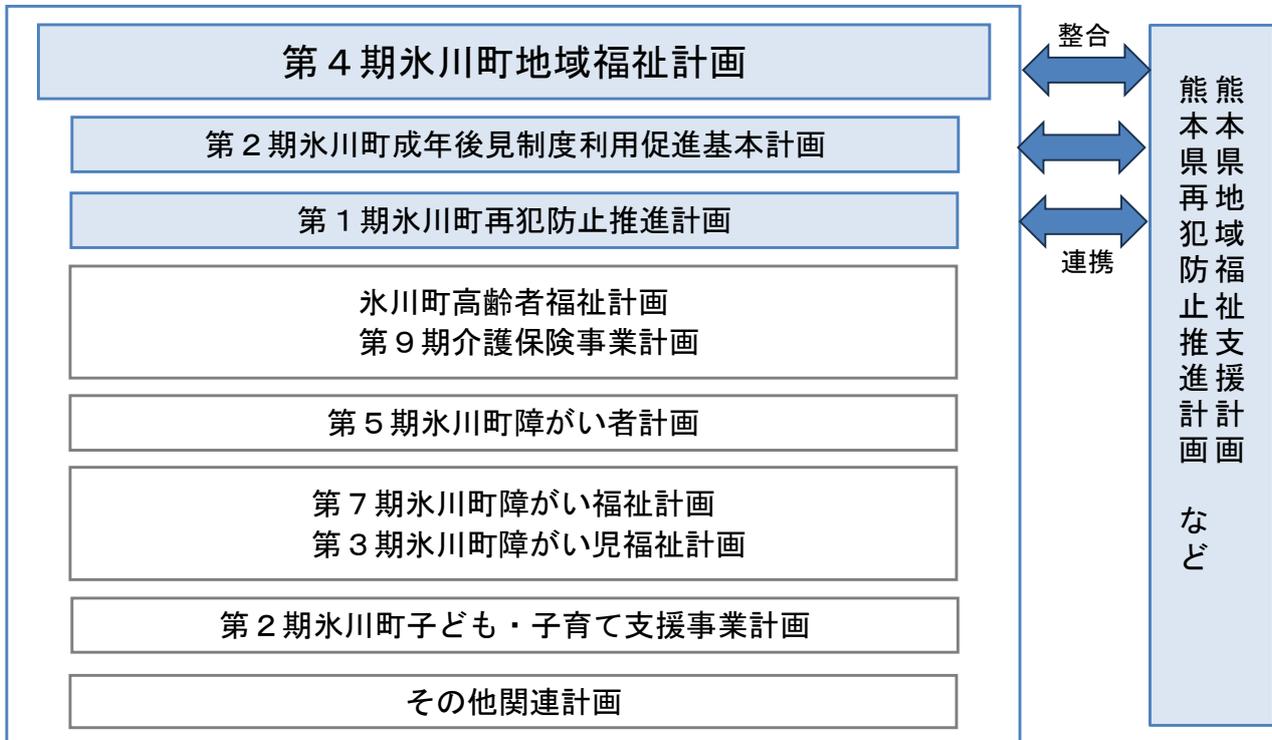
また、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」としても位置付けます。

※8050問題：80代の親が、自宅にひきこもる50代の子どもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまう状態を社会問題として捉えていること

※ダブルケア：「子育て」、「親や親族の介護」の時期が重なったため、両方を並行して担わなければならない状態のこと

※社会的孤立：家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態

第2次氷川町総合振興計画



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、計画期間中においても国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
氷川町地域福祉計画	第3期計画	第4期計画					第5期計画
氷川町成年後見制度利用促進基本計画	第1期計画	第2期計画					第3期計画
氷川町再犯防止推進計画		第1期計画					第2期計画

4 「地域福祉」とは

福祉を考えると、私たちは、高齢者、障がい者、子どもなど対象者ごとに分けてとらえがちです。それは、今まで対象者ごとに法律や制度が作られ、必要な福祉サービスが提供されてきた背景によるところが大きいと考えられます。

しかし、地域の課題の中には、1つの法律や福祉制度では対応できない複合的な課題や、公的なサービスの対象にはならないものの生活する上での困りごとなど、既存の公的サービスの枠組みに当てはまらないことが多くあります。

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方で

す。

【「地域福祉」のイメージ】

地域には、様々な生活課題があります。



このような困りごとに対し、地域全体で力を合わせて課題解決に取り組むこと、それが「**地域福祉**」です。

5 「地域共生社会」の実現に向けた国の動向

(1) ニッポン一億総活躍プラン*の閣議決定

ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）では、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。」とされました。

このことを受け、厚生労働省では「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29年2月、厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）を公表し、その具体化に向けた改革を進めてきました。

(2) 社会福祉法の改正

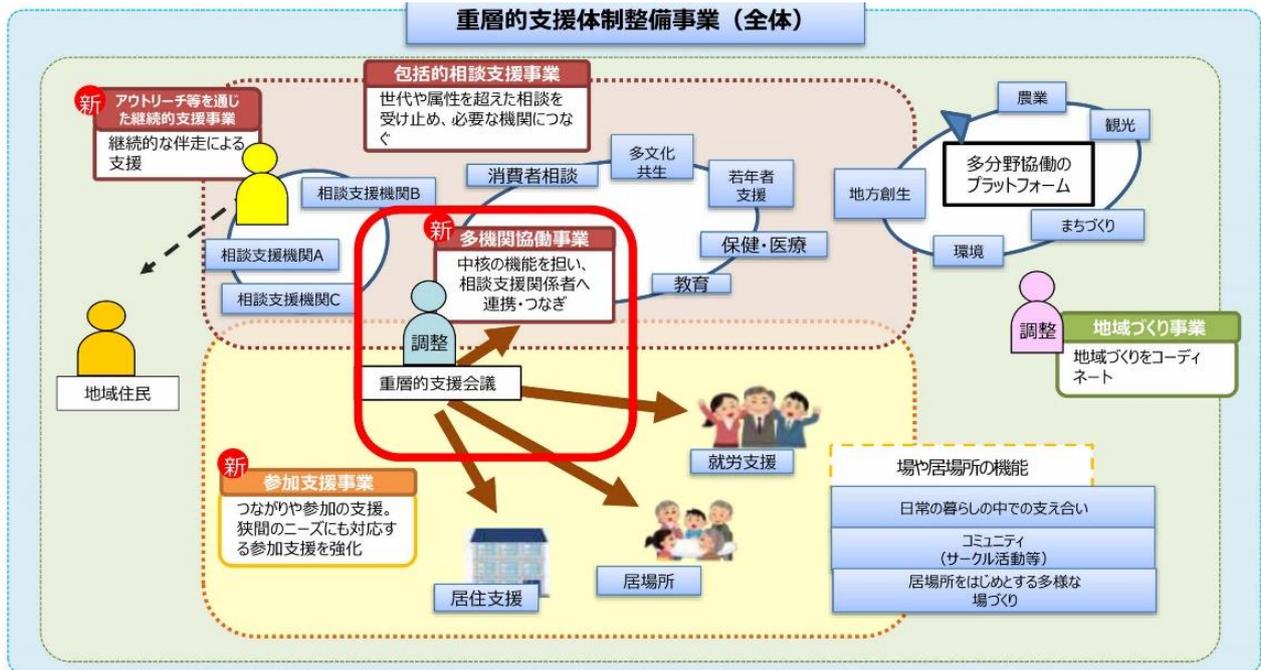
地域共生社会の実現に向けた改革の一つとして、改正社会福祉法が平成30年と令和3年に施行されました。

平成30年4月の改正では、地域福祉推進の理念として「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨」が明記されました。また、この理念を実現するため市町村において、住民が主体的に地域

課題を把握し解決するための仕組みづくりや複雑化・複合化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の整備に努める旨が規定されました。

令和3年4月の改正では、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

※ニッポン一億総活躍プラン：「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けたプラン



6 熊本県地域福祉支援計画

熊本県では令和4年3月に、「互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現」を計画の目指すべき姿とする「第4期熊本県地域福祉支援計画」が策定されています。概要は以下のとおりです。

【第4期熊本県地域福祉支援計画の概要】

【計画の目指すべき姿】

互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現

～誰一人取り残さない持続可能な地域づくりをめざして～

【施策体系】

I 福祉による地域づくり

【施策1】地域の縁がわづくり

【施策2】地域の結びづくり

【施策3】地域の人づくり

II 災害にも強い地域福祉の推進

【施策1】土壌構造等からの海嘯に向けた地域福祉の推進

7 計画の策定方法

(1) 氷川町地域福祉計画策定委員会

本計画を検討するため、氷川町地域福祉計画策定委員会を開催し、本計画の内容について検討を行いました。

(2) 町民アンケート調査

町民の実態や意向等を踏まえた計画としていくために、令和5年8月から9月まで町民に対してアンケート調査を実施しました。

(3) 区長アンケート調査

計画策定の基礎資料とするために、令和5年8月から9月まで区長に対してアンケート調査を実施しました。

(4) 民生委員・児童委員、主任児童委員アンケート調査

計画策定の基礎資料とするために、令和5年10月に民生委員・児童委員、主任児童委員に対してアンケート調査を実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

本計画案に対し、広く町民の意見を聴取するため、令和6年2月1日から2月16日までパブリックコメント（意見等の募集）を実施しました。

8 「障がい」の表記について

本計画においては、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞を除き、

「害」を「がい」と表記しています。このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

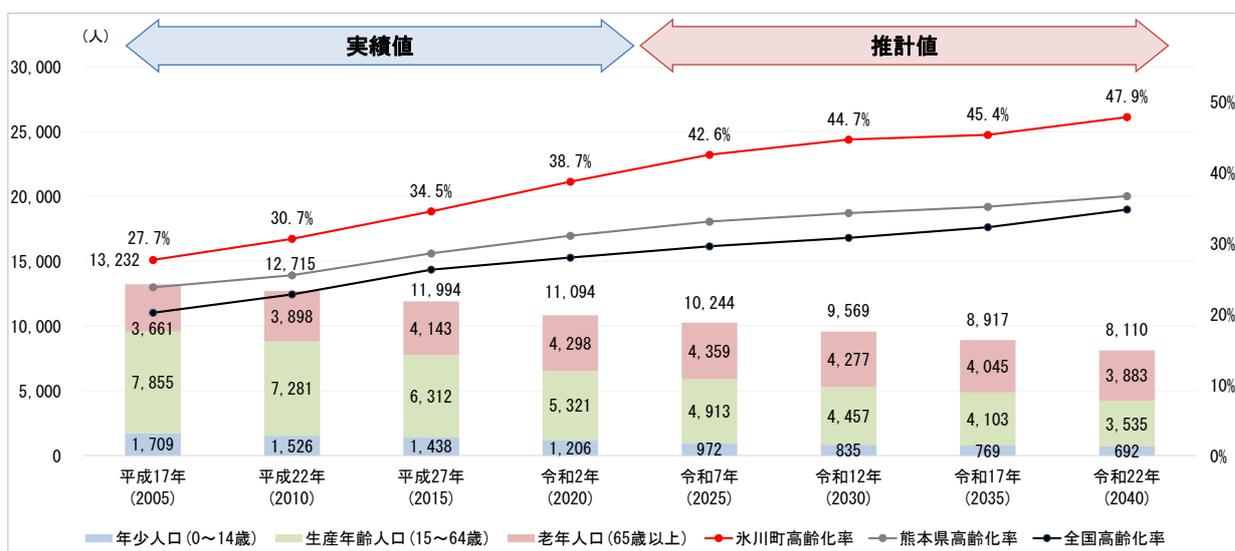
第2章 地域福祉に係る本町の状況

1 人口の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移及び推計

本町の総人口は令和2年で11,094人になっており、65歳以上の老年人口は4,298人、総人口に占める割合は38.7%となっています。

今後、少子高齢化の進展により総人口は減少し続け、令和22年には総人口8,110人、高齢化率47.9%となることが予測されています。

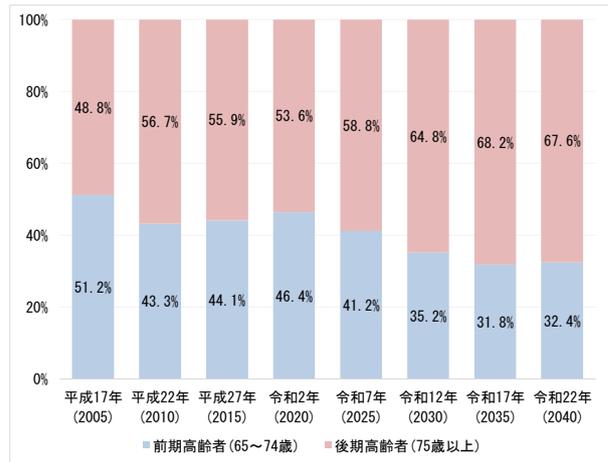
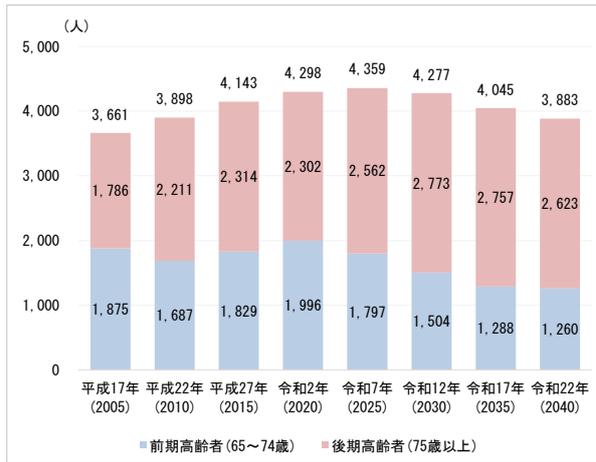


出典：国勢調査（平成17年～令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（令和7年～）

(2) 高齢者年齢2区分別人口、構成の推移及び推計

75歳以上の後期高齢者人口の構成割合が上昇していく推計となっており、令和22年の後期高齢者人口は2,623人、構成割合は67.6%となることが予測されています。

第2章 地域福祉に係る本町の状況



出典：国勢調査（平成17年～令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（令和7年～）

(3) 地区別の状況（平成30年と令和5年の比較）

地区別の総人口、人口増減、世帯数、世帯数増減、高齢化率、高齢化増減は以下のとおりとなっています。

第2章 地域福祉に係る本町の状況

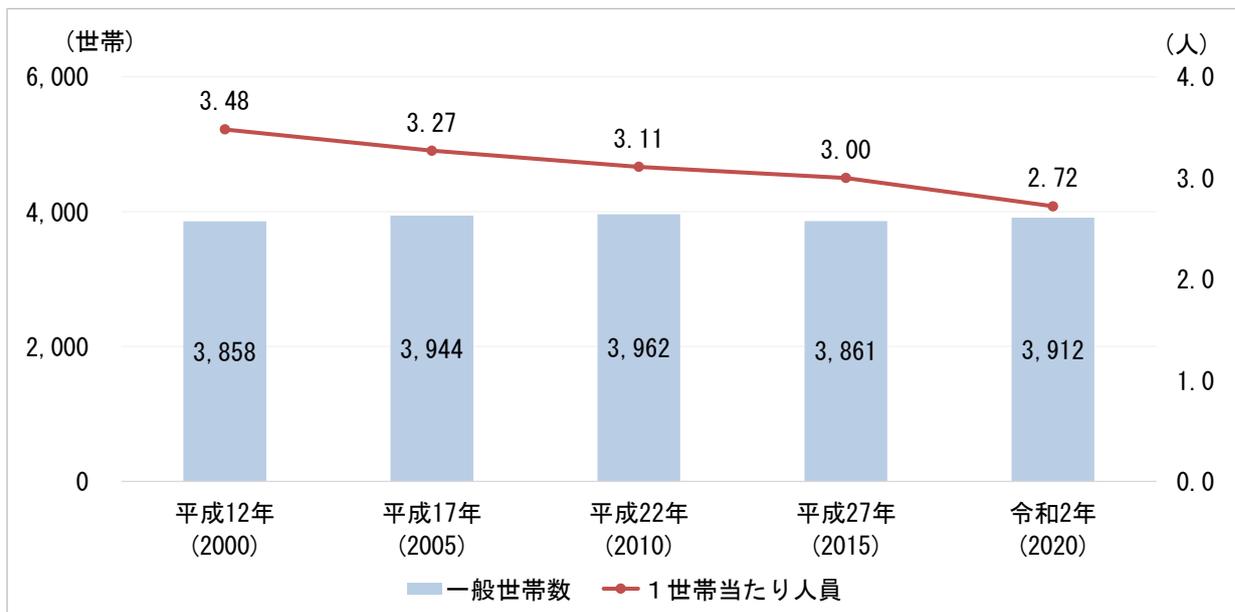
地区名	人口			世帯数			高齢化率		
	平成30年	令和5年	増減	平成30年	令和5年	増減	平成30年	令和5年	増減
柳の江	107	125	▲18	38	50	▲12	53.3%	45.6%	▲7.7%
島地	294	242	▲52	114	114	0	41.8%	48.8%	7.0%
鹿島	1,293	1,206	▲87	522	527	5	33.8%	38.4%	4.6%
南鹿野	387	375	▲12	120	127	7	36.7%	41.9%	5.2%
北鹿野	381	364	▲17	119	126	7	34.4%	36.5%	2.1%
東網道	343	313	▲30	117	128	11	31.5%	34.2%	2.7%
中網道	283	267	▲16	94	103	9	36.0%	38.6%	2.6%
西網道	241	228	▲13	78	85	7	35.7%	38.6%	2.9%
沖塘	242	199	▲43	88	80	▲8	39.3%	44.7%	5.4%
若洲	396	404	8	152	169	17	25.8%	24.3%	▲1.5%
吉本	241	191	▲50	98	78	▲20	41.9%	44.5%	2.6%
高塚	363	336	▲27	141	141	0	44.1%	43.5%	▲0.6%
笹尾	130	121	▲9	46	45	▲1	43.8%	41.3%	▲2.5%
迫	96	85	▲11	32	28	▲4	36.5%	40.0%	3.5%
中大野	350	294	▲56	104	102	▲2	35.1%	41.8%	6.7%
本山	90	75	▲15	31	29	▲2	33.3%	44.0%	10.7%
北川	121	124	3	47	49	2	46.3%	45.2%	▲1.1%
新田	410	363	▲47	139	143	4	34.1%	37.5%	3.4%
河原	144	124	▲20	67	61	▲6	47.2%	50.8%	3.6%
法道寺	321	267	▲54	134	127	▲7	40.2%	44.6%	4.4%
高野道	351	335	▲16	118	122	4	33.9%	37.9%	4.0%
北野津	352	345	▲7	131	149	18	28.4%	35.7%	7.3%
西野津	254	242	▲12	93	92	▲1	36.6%	38.8%	2.2%
反甫	194	177	▲17	64	61	▲3	37.1%	37.9%	0.8%
立石	154	133	▲21	43	44	1	33.8%	38.3%	4.5%
梶	246	216	▲30	94	87	▲7	32.5%	43.1%	10.6%
早尾	560	434	▲126	266	183	▲83	47.3%	42.2%	▲5.1%
今	272	343	71	99	178	79	35.3%	51.6%	16.3%
町	288	280	▲8	118	119	1	43.1%	43.2%	0.1%
東上宮	453	406	▲47	196	196	0	43.5%	47.0%	3.5%
桜ヶ丘	475	423	▲52	214	215	1	30.3%	42.1%	11.8%
西上宮	300	273	▲27	129	129	0	43.0%	44.0%	1.0%
下宮	326	305	▲21	101	109	8	27.9%	31.8%	3.9%
宮園	81	67	▲14	33	32	▲1	34.6%	46.3%	11.7%
新村	760	781	21	288	300	12	29.7%	30.9%	1.2%
立神	228	203	▲25	92	87	▲5	50.0%	53.2%	3.2%
川上	104	84	▲20	35	32	▲3	40.4%	50.0%	9.6%
有佐	248	229	▲19	69	68	▲1	31.5%	33.2%	1.7%
原田	152	125	▲27	53	51	▲2	29.6%	33.6%	4.0%
全体計	12,031	11,104	▲927	4,517	4,566	49	36.4%	39.8%	3.4%

出典：住民基本台帳（各年3月末日現在）

2 世帯の状況

(1) 一般世帯数・1世帯当たり人員数の推移

令和2年の一般世帯数は3,912世帯、1世帯当たり人員数は2.72人となっています。核家族化の進行により、世帯数はほぼ同水準で推移している一方、1世帯当たり人員数は減少傾向で推移しています。

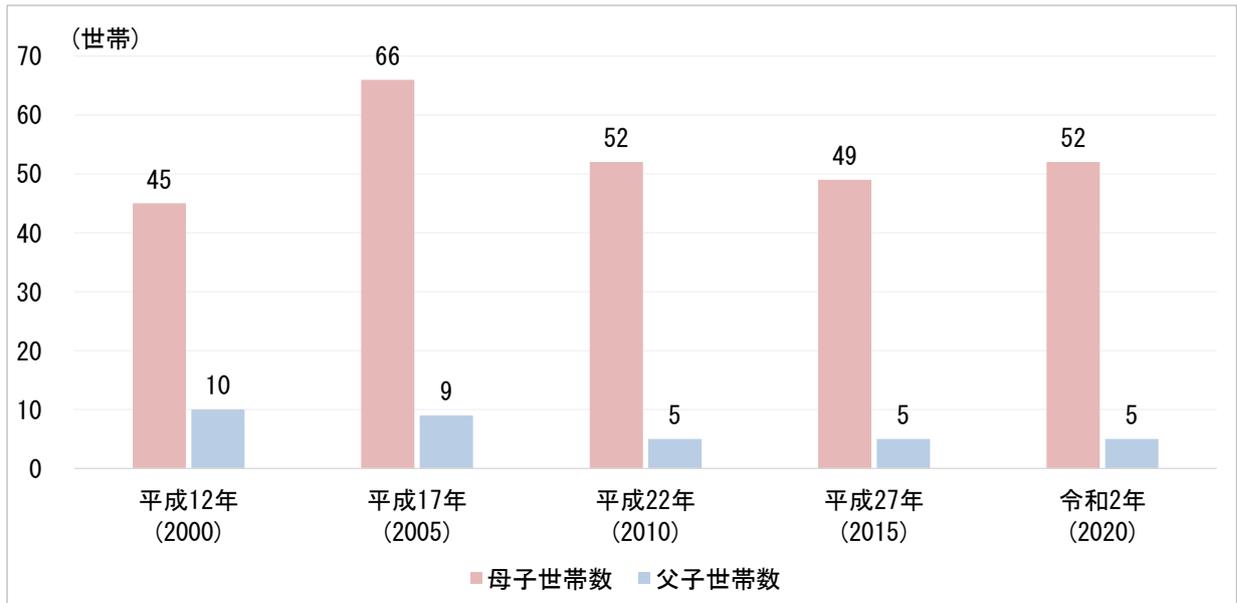


出典：国勢調査

(2) ひとり親世帯の推移

令和2年の母子世帯数は52世帯、父子世帯数は5世帯となっています。

第2章 地域福祉に係る本町の状況



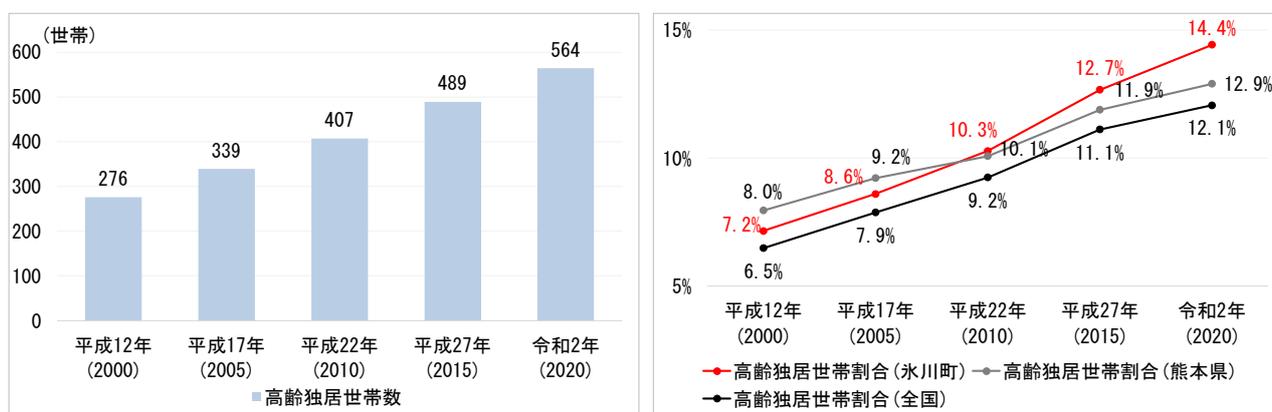
出典：国勢調査

(3) 高齢者世帯の推移

① 高齢者独居世帯の推移

本町の高齢独居世帯数は令和2年で564世帯となっています。

高齢独居世帯割合は令和2年で14.4%となっており、上昇傾向となっています。また、全国、熊本県平均と比較し高くなっています。



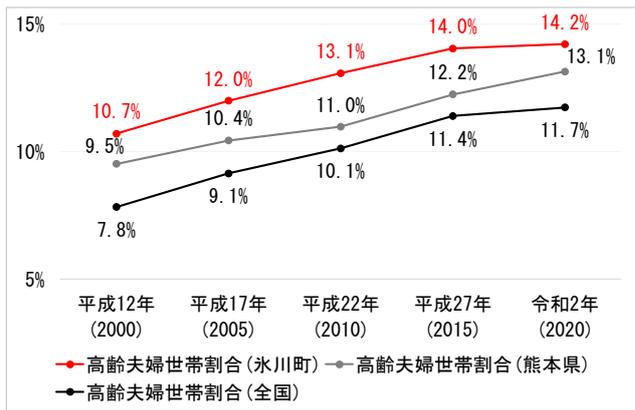
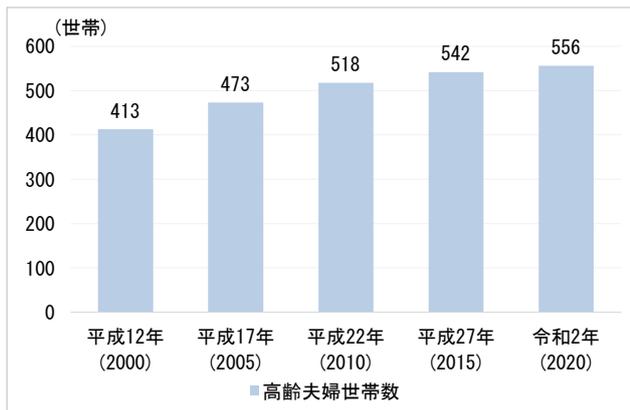
出典：国勢調査

② 高齢者夫婦世帯の推移

本町の高齢夫婦世帯数（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯数）は令和2年で556世帯となっています。

高齢夫婦世帯割合は令和2年で14.2%となっており、上昇傾向となっています。また、全国、熊本県平均と比較し高くなっています。

第2章 地域福祉に係る本町の状況



出典：国勢調査

3 高齢者の就業状況

令和2年の高齢者の就業者数は平成27年と比べて増えており、高齢者人口に占める就業者の割合も4.7ポイント増加しています。総就業者に占める高齢者就業者の割合は23.6%で、県と比較し6.6ポイント上回っています。

高齢者の就業を産業分類別にみると、第1次産業が49.54%、第2次産業が14.68%、第3次産業が34.93%となっています。

	総就業者数 (A)	65歳以上人口 (B)	65歳以上の就業者数 (C)		就業者に占める高齢者の割合 (C/A)	高齢者人口に占める就業者の割合 (C/B)	
			65～74歳	75歳以上			
平成27年	5,858	4,143	1,054	793	261	18.0%	25.4%
令和2年	5,490	4,298	1,294	998	296	23.6%	30.1%
令和2年(県)	819,259	540,538	139,366	108,564	30,802	17.0%	25.8%

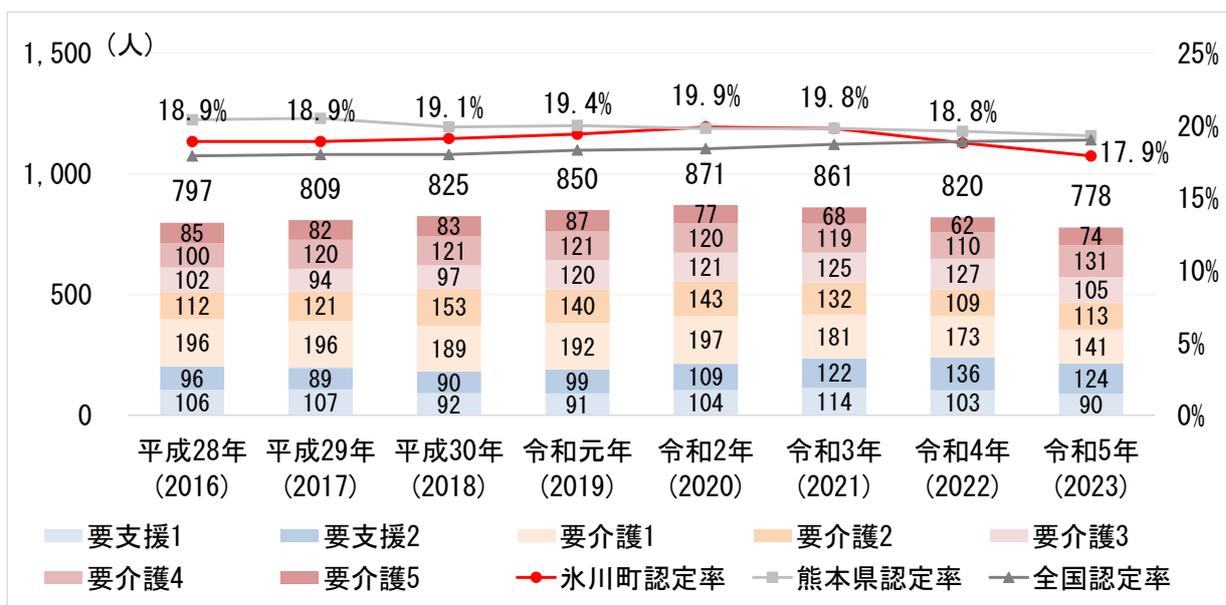
第2章 地域福祉に係る本町の状況

産業分類別 令和2年		総就業者人口		65歳以上就業者人口		
		人数 (A)	構成割合	人数 (B)	構成割合	業種別総数に 占める割合 (B/A)
総数		5,490	100.0%	1,294	100.0%	
第1次	農業	1,518	27.65%	641	49.54%	42.2%
	林業	6	0.11%	0	0.00%	0.0%
	漁業	2	0.04%	0	0.00%	
	小計	1,526	27.80%	641	49.54%	
第2次	鉱業・砕石業など	3	0.05%	2	0.15%	66.7%
	建設業	492	8.96%	104	8.04%	21.1%
	製造業	538	9.80%	84	6.49%	15.6%
	小計	1,033	18.82%	190	14.68%	
第3次	電気・ガス・熱供給・水道業	20	0.36%	4	0.31%	20.0%
	情報通信業	22	0.40%	0	0.00%	0.0%
	運輸・郵便業	204	3.72%	29	2.24%	14.2%
	卸売・小売業	605	11.02%	109	8.42%	18.0%
	金融・保険業	38	0.69%	4	0.31%	10.5%
	不動産業・物品賃貸業	39	0.71%	12	0.93%	30.8%
	学術研究・専門・技術サービス業	87	1.58%	15	1.16%	17.2%
	宿泊業・飲食サービス業	215	3.92%	43	3.32%	20.0%
	生活関連サービス業・娯楽業	144	2.62%	32	2.47%	22.2%
	教育・学習支援業	180	3.28%	18	1.39%	10.0%
	医療・福祉	769	14.01%	90	6.96%	11.7%
	複合サービス事業	65	1.18%	4	0.31%	6.2%
	サービス業（他に分類されないもの）	298	5.43%	78	6.03%	26.2%
	公務（他に分類されるものを除く）	189	3.44%	14	1.08%	7.4%
小計	2,875	52.37%	452	34.93%		
分類不能		56	1.02%	11	0.85%	19.6%

出典：国勢調査

4 要介護（要支援）認定者の推移

令和5年3月時点での本町の要介護（要支援）認定者は778人、第1号被保険者※に占める要介護認定率は17.9%で全国、熊本県平均を下回っています。



出典：介護保険事業状況報告月報（各年3月末現在）

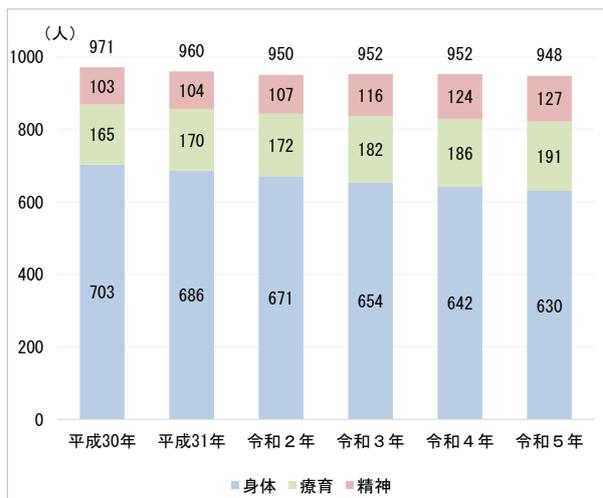
5 障害者手帳所持者の推移

令和5年の障害者手帳所持者数は948人（うち身体630人、療育191人、精神127人）となっています。

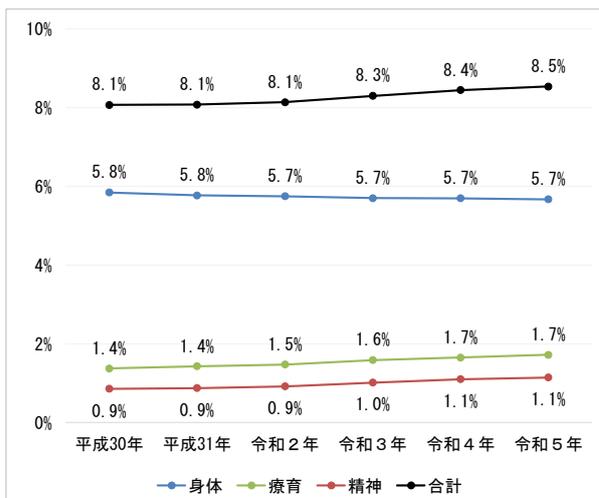
また、総人口に占める手帳所持者の割合は8.5%（うち、身体5.7%、療育1.7%、精神1.1%）となっています。

第2章 地域福祉に係る本町の状況

【障害者手帳所持者人数の推移】



【総人口に占める手帳所持者割合の推移】



出典：福祉課資料（各年4月1日現在）

※第1号被保険者：介護保険制度においては、65歳以上の方のこと。第1号被保険者は、原因を問わず、介護や日常生活の支援が必要になったときは、市町村の認定を受けてサービスを利用できる

6 園児数の推移

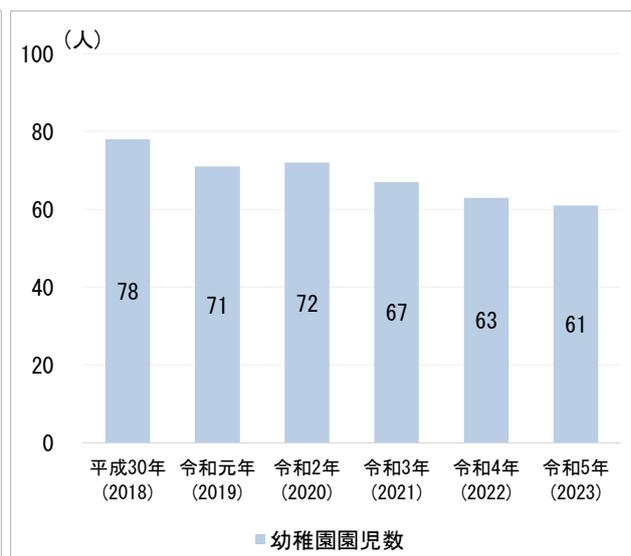
令和5年の保育所園児数は288人、幼稚園園児数は61人となっています。

【保育所園児数】



出典：福祉課資料（各年4月1日現在）

【幼稚園園児数】

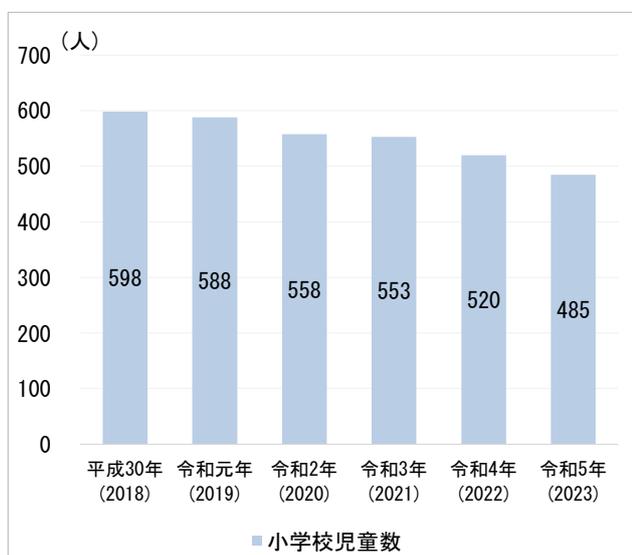


出典：学校基本調査（各年5月1日現在）

7 児童・生徒数の推移

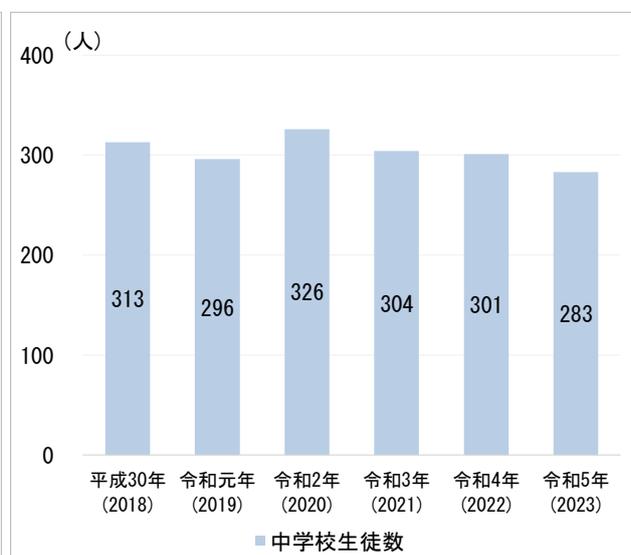
令和5年の小学校児童数は485人、中学校生徒数は283人となっています。

【小学校児童数】



出典：学校基本調査（各年5月1日現在）

【中学校生徒数】



出典：学校基本調査（各年5月1日現在）

8 町民アンケート調査結果にみる本町の状況

(1) 調査概要

① 調査実施期間

令和5年8月から9月まで実施しました。

② 調査対象者、調査方法、有効回答率

本町在住の町民から無作為抽出した1,000人を対象とし、郵送による配布回収を行いました。

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000人	379人	37.9%

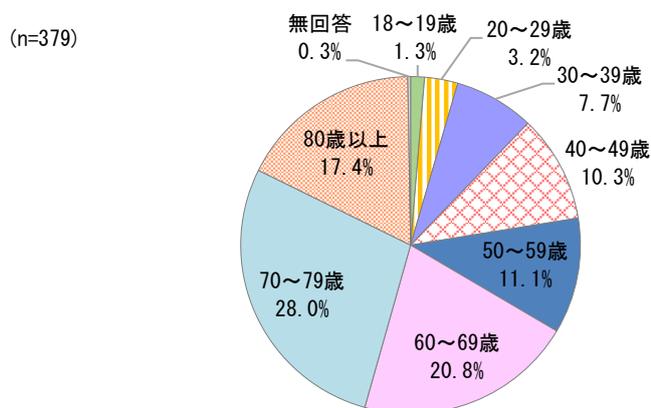
(2) 調査結果（抜粋）

※ 集計表の比率については小数点第二位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。

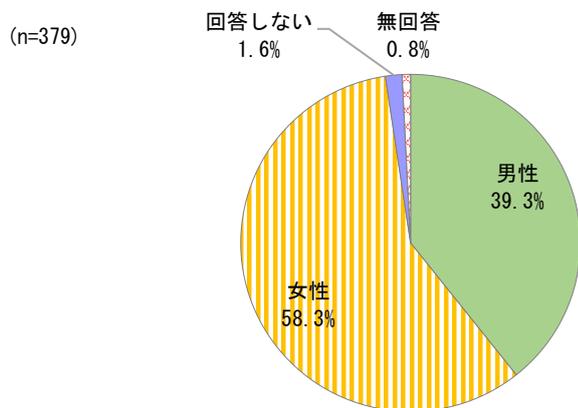
※ 2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。

※ 以降の調査結果についても同様となります。

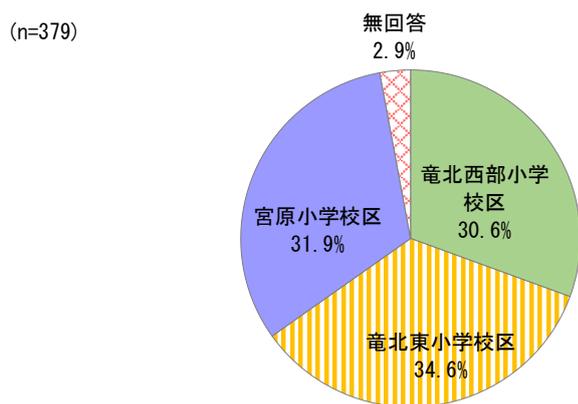
① 年齢（令和5年7月1日現在）



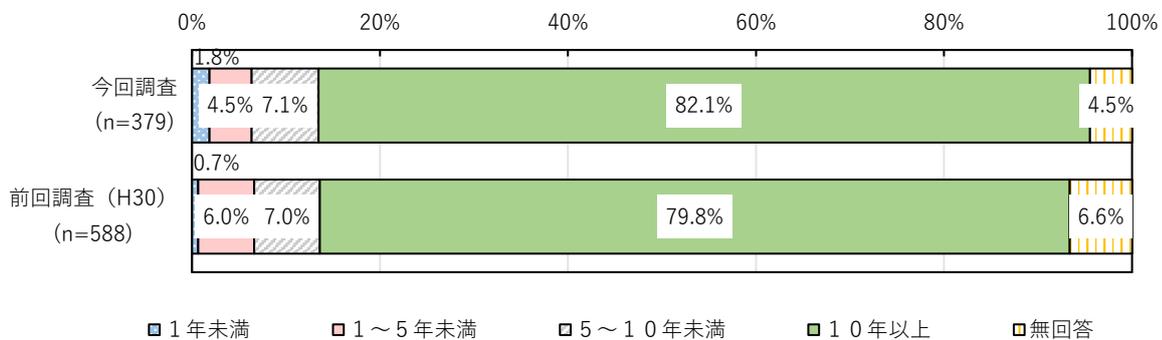
② 性別



③ 居住地域

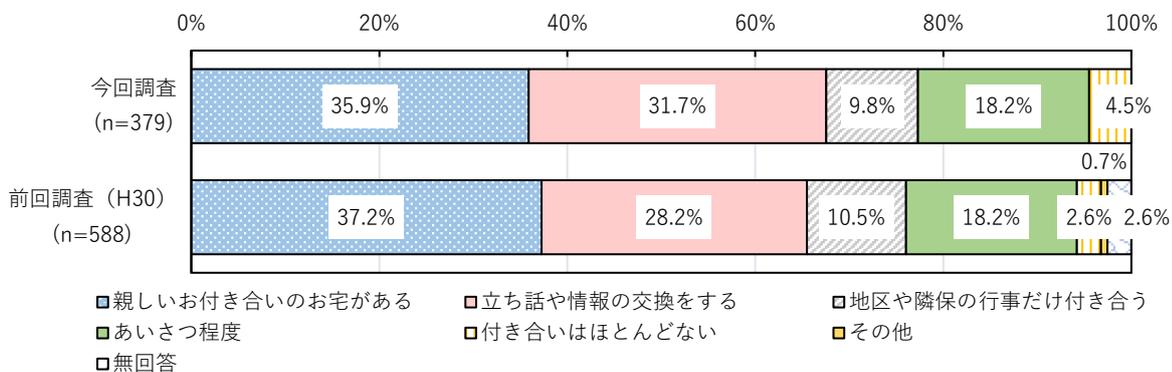


④ 居住期間



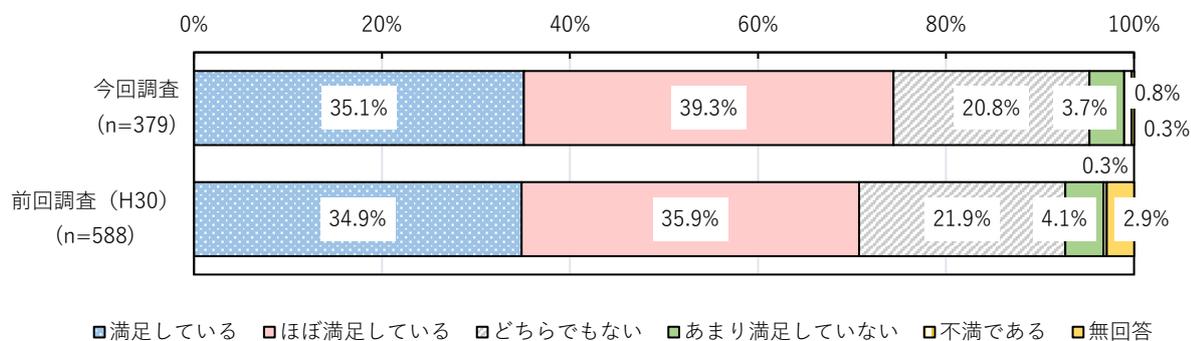
⑤ ご近所との関わり方

「親しいお付き合いのお宅がある」が35.9%で最も高く、次いで、「立ち話や情報の交換をする」31.7%、「あいさつ程度」18.2%となっています。



⑥ ご近所との付き合い方に満足しているか

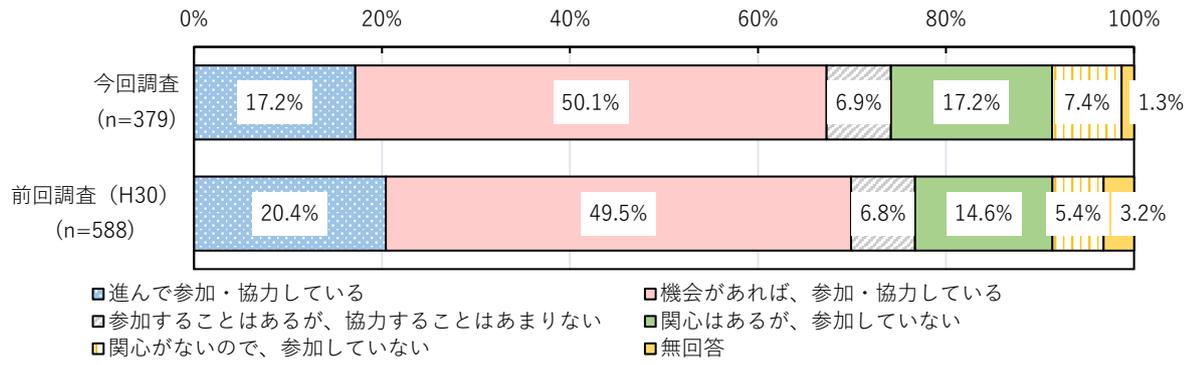
「満足している」、「ほぼ満足している」と回答した方の合計が74.4%となっています。



⑦ 地域の行事や活動等に、どの程度参加しているか

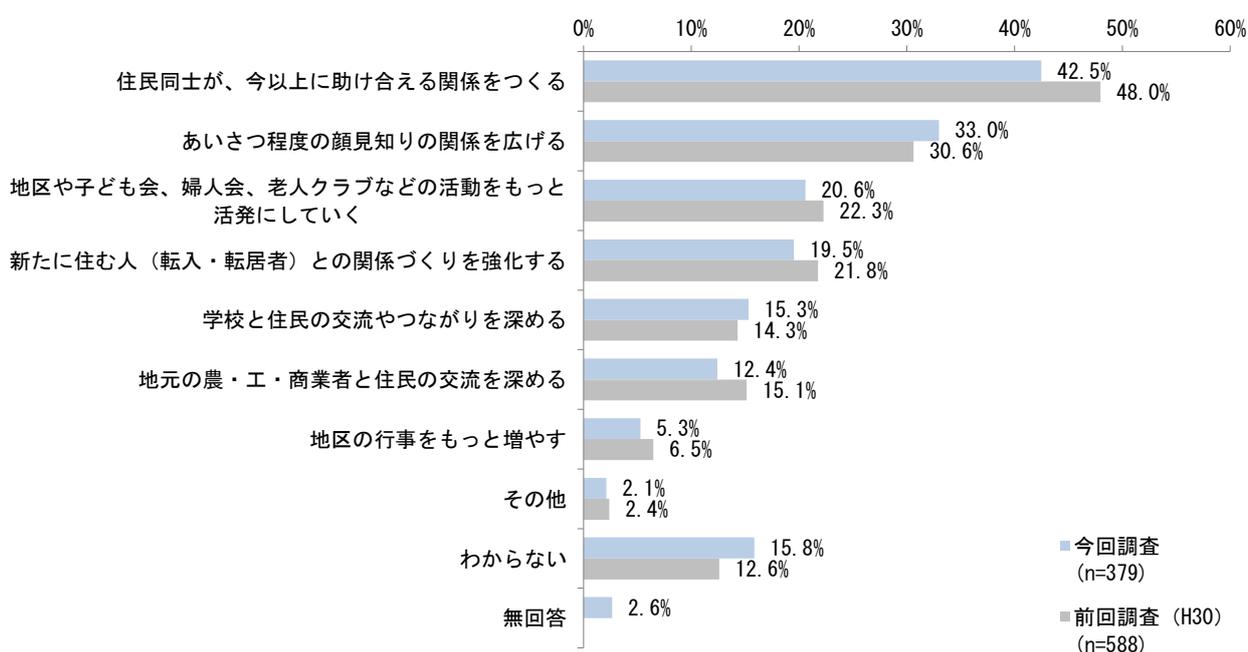
「機会があれば、参加・協力している」が50.1%で最も高く、次いで、「進んで参加・協力している」、「関心はあるが、参加していない」17.2%となっています。

第2章 地域福祉に係る本町の状況



⑧ 地域の行事や活動が、もっと活発に行われるために大切だと思うこと（複数回答）

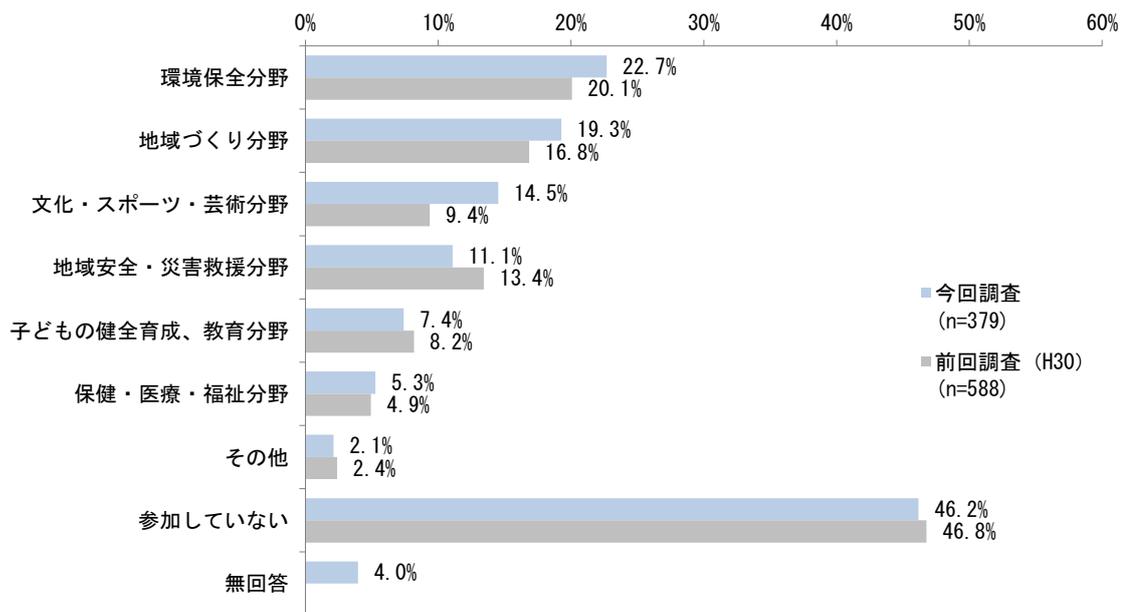
「住民同士が、今以上に助け合える関係をつくる」が42.5%で最も高く、次いで、「あいさつ程度の顔見知りの関係を広げる」33.0%、「地区や子ども会、婦人会、老人クラブなどの活動をもっと活発にしていく」20.6%となっています。



⑨ 過去1年間にボランティア活動に参加したことがあるか（複数回答）

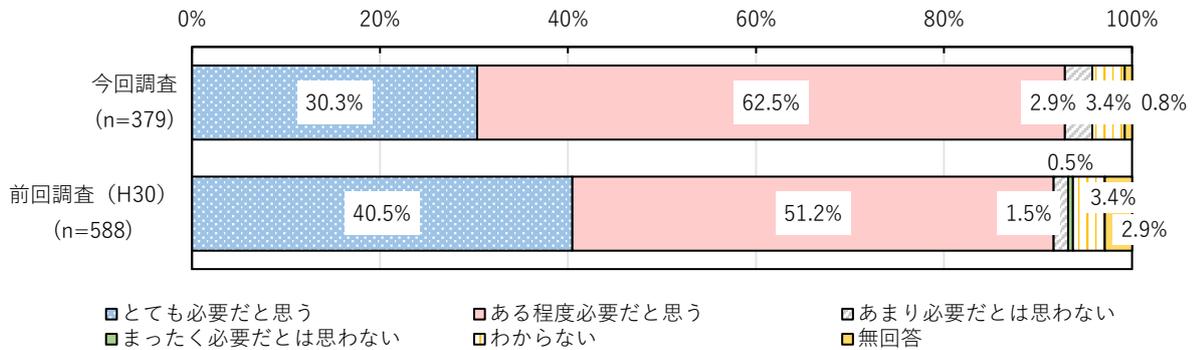
「参加していない」が46.2%となっています。

第2章 地域福祉に係る本町の状況



⑩ 町民相互の自主的な支え合い、助け合いは必要だと思うか

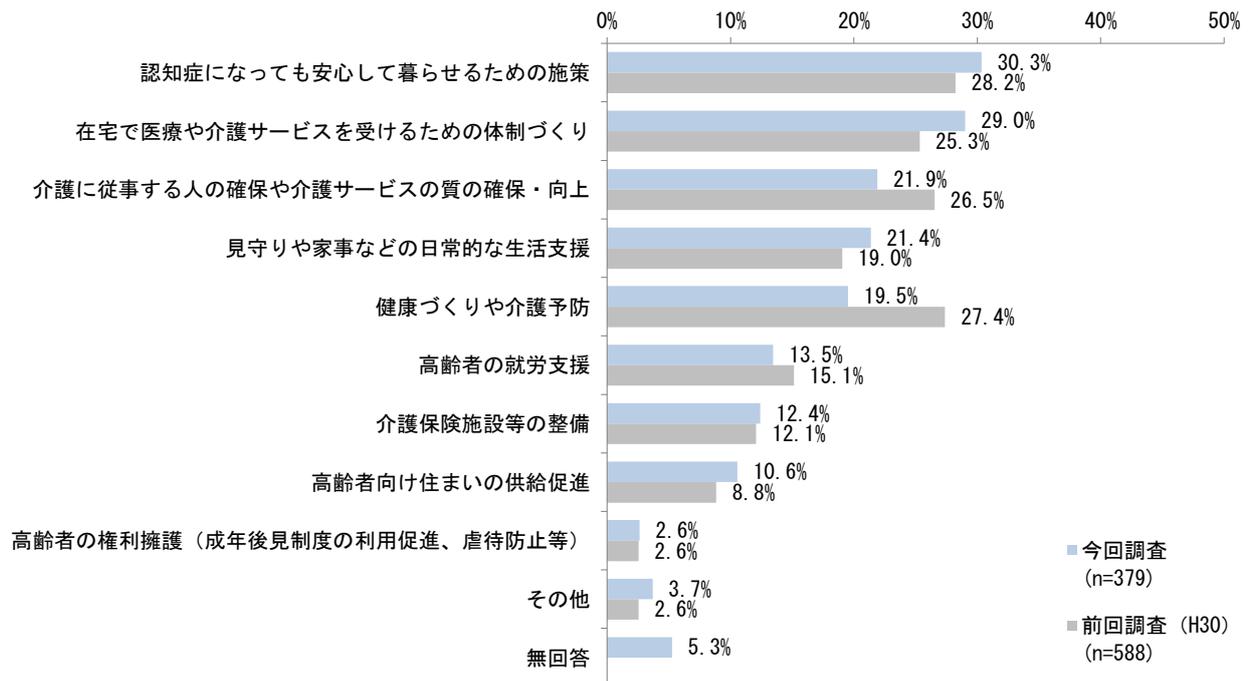
「ある程度必要だと思う」が62.5%で最も高く、次いで、「とても必要だと思う」30.3%となっています。



⑪ 地域で安心して生活できる社会を実現するために足りないもの（複数回答）

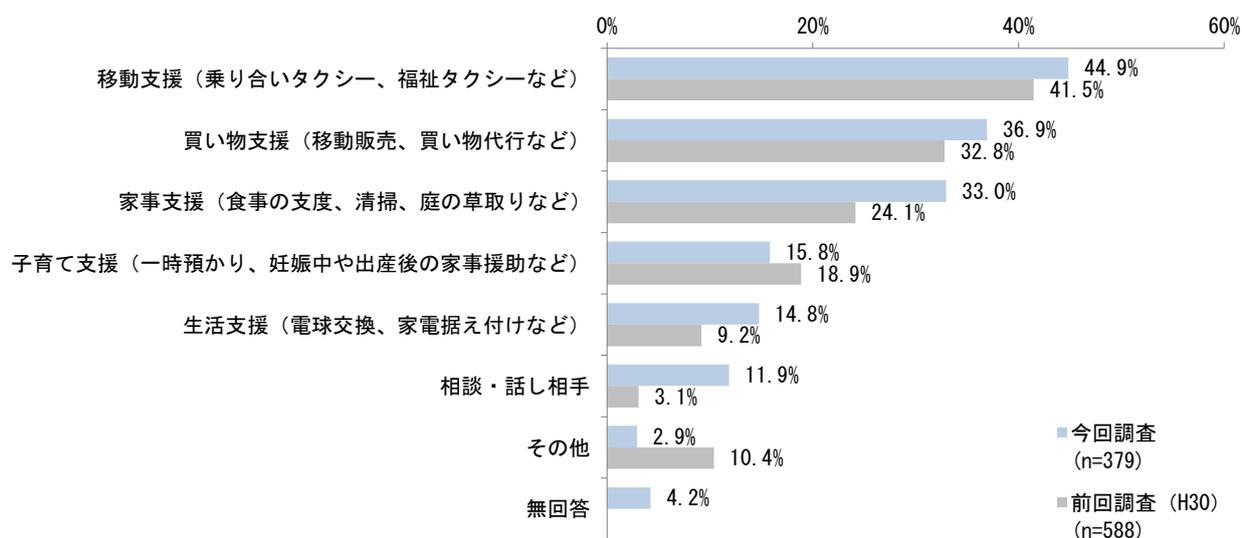
「認知症になっても安心して暮らせるための施策」が30.3%で最も高く、次いで、「在宅で医療や介護サービスを受けるための体制づくり」29.0%、「介護に従事する人の確保や介護サービスの質の確保・向上」21.9%となっています。

第2章 地域福祉に係る本町の状況



⑫ 利用できればよいと思うサービスや支え合い活動（複数回答）

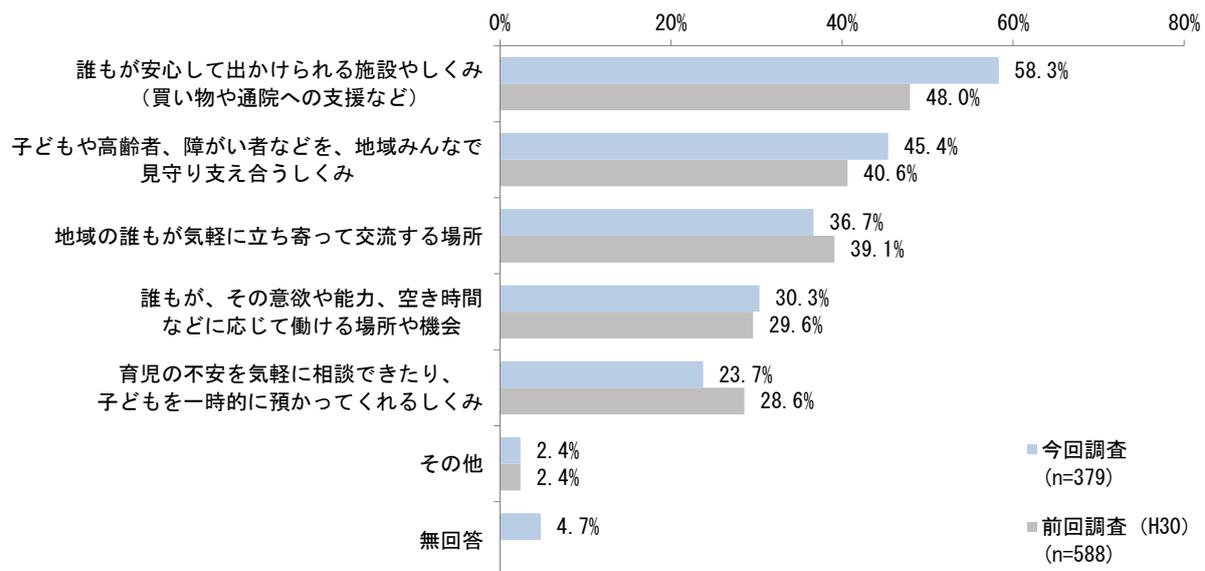
「移動支援」が44.9%で最も高く、次いで、「買い物支援」36.9%、「家事支援」33.0%となっています。



⑬ 身近な地域に「あったらいいな」と思うもの（複数回答）

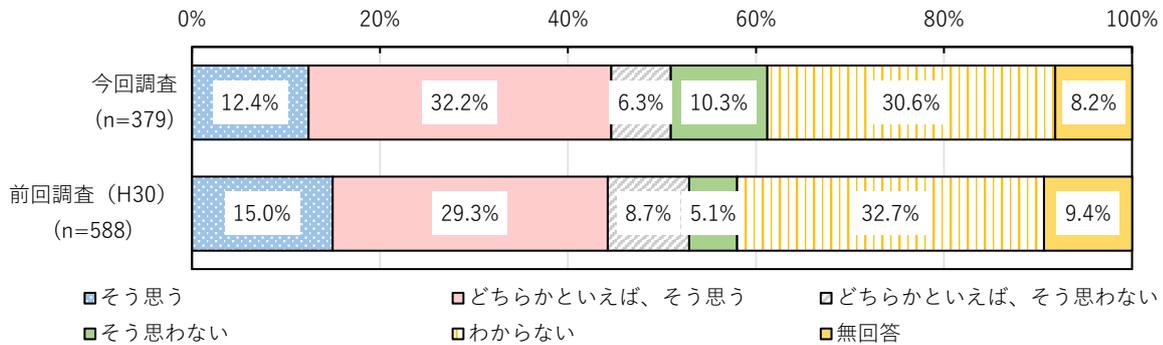
「誰もが安心して出かけられる施設やしくみ」が58.3%で最も高く、次いで、「子どもや高齢者、障がい者などを、地域みんなで見守り支え合うしくみ」45.4%、「地域の誰もが気軽に立ち寄って交流する場所」36.7%となっています。

第2章 地域福祉に係る本町の状況



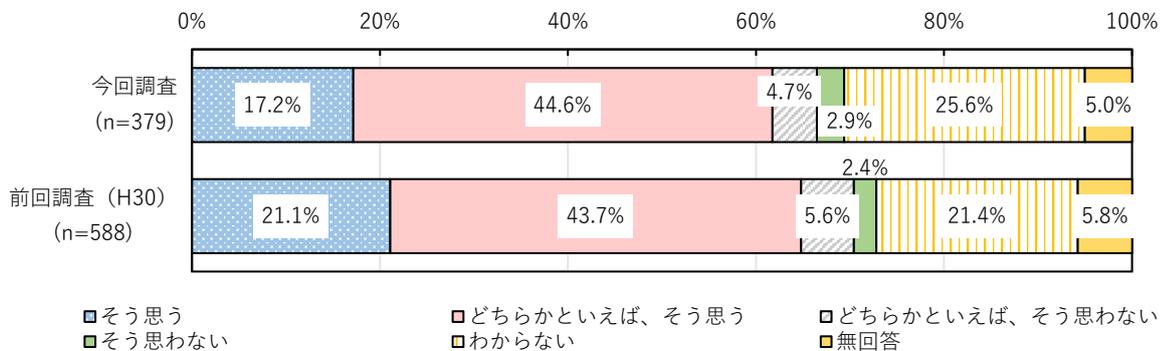
⑭ 本町は町民が安心して妊娠・出産ができる環境にあると感じるか

「どちらかといえば、そう思う」が32.2%でもっとも高く、次いで、「わからない」30.6%、「そう思う」12.4%となっています。



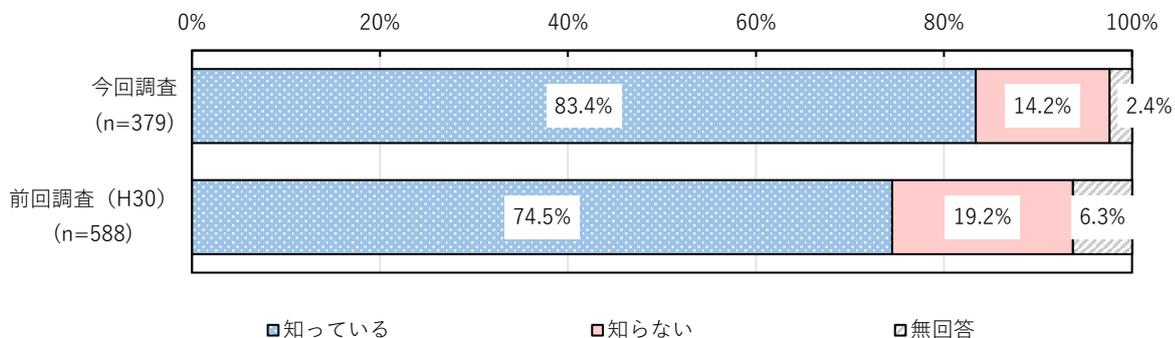
⑮ 地域の子どもたちが心豊かに育っていると思うか

「どちらかといえば、そう思う」が44.6%でもっとも高く、次いで、「わからない」25.6%、「そう思う」17.2%となっています。



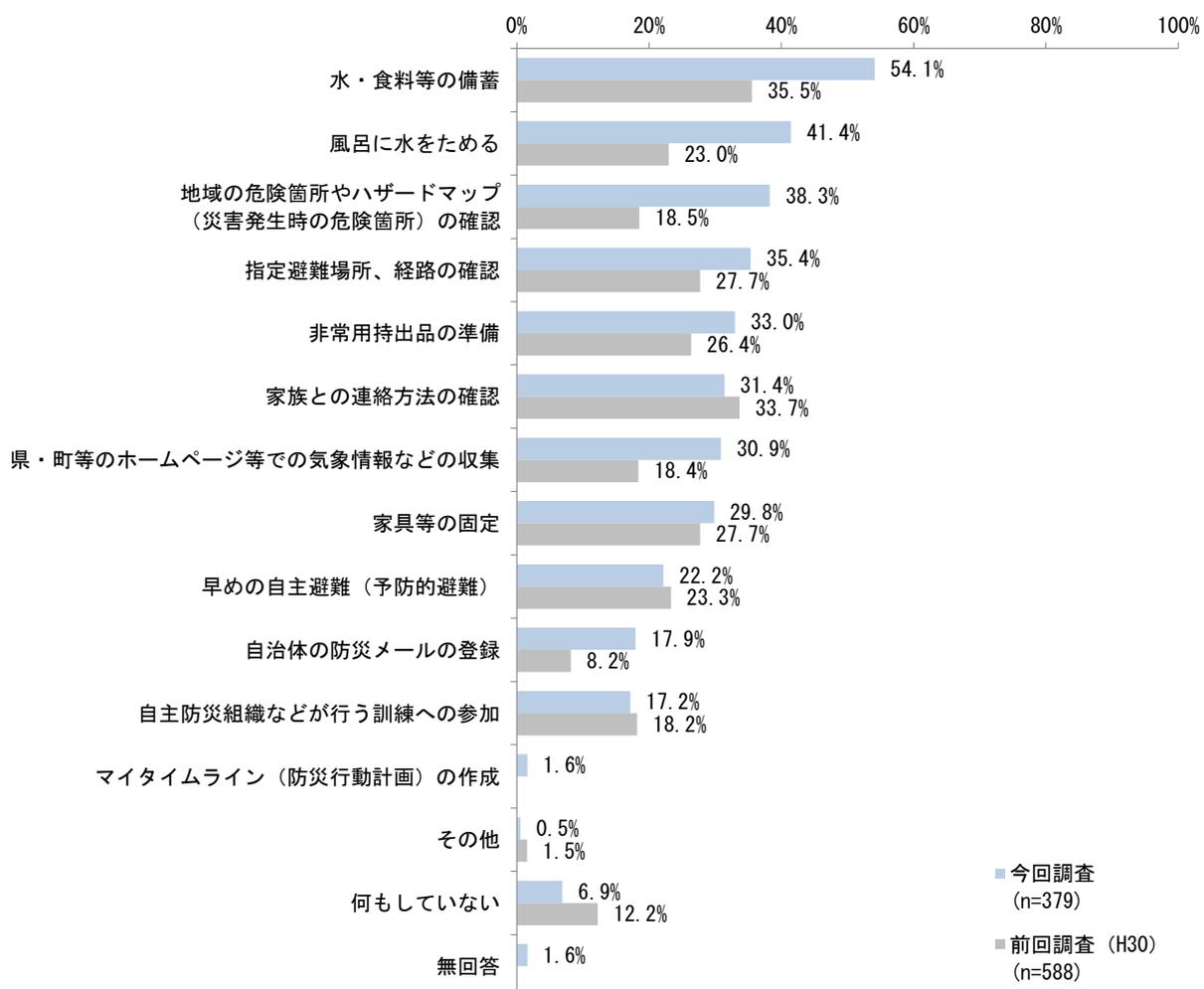
⑩ 災害時の避難場所を知っているか

「知っている」が83.4%、「知らない」が14.2%となっています。



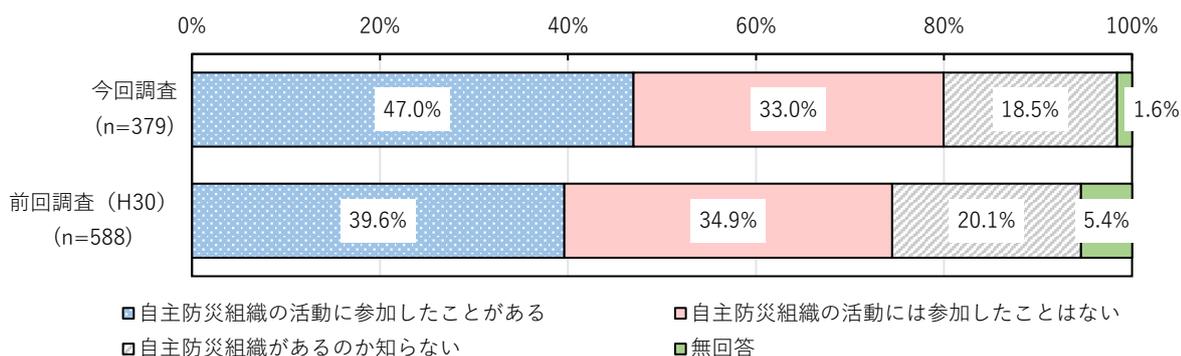
⑪ ご自身やご家族を災害から守るためにしていること（複数回答）

「水・食料等の備蓄」が54.1%で最も高く、次いで、「風呂に水をためる」41.4%、「地域の危険箇所やハザードマップの確認」38.3%となっています。



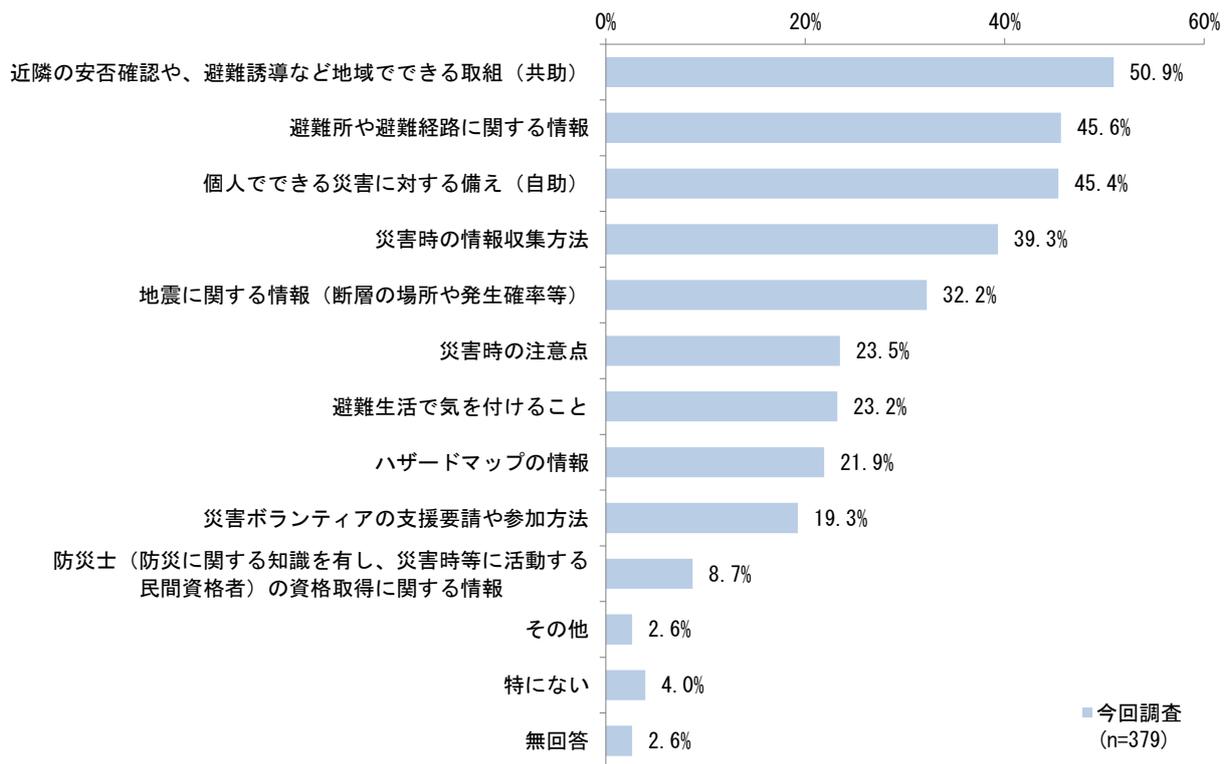
⑩ これまでに自主防災組織*が行う防災訓練などに参加したことがあるか

「自主防災組織の活動に参加したことがある」が47.0%、「自主防災組織の活動には参加したことはない」33.0%、「自主防災組織があるのか知らない」18.5%となっています。



⑪ 防災に関する知識で、今後行政が普及・啓発する必要があると思うこと（複数回答）

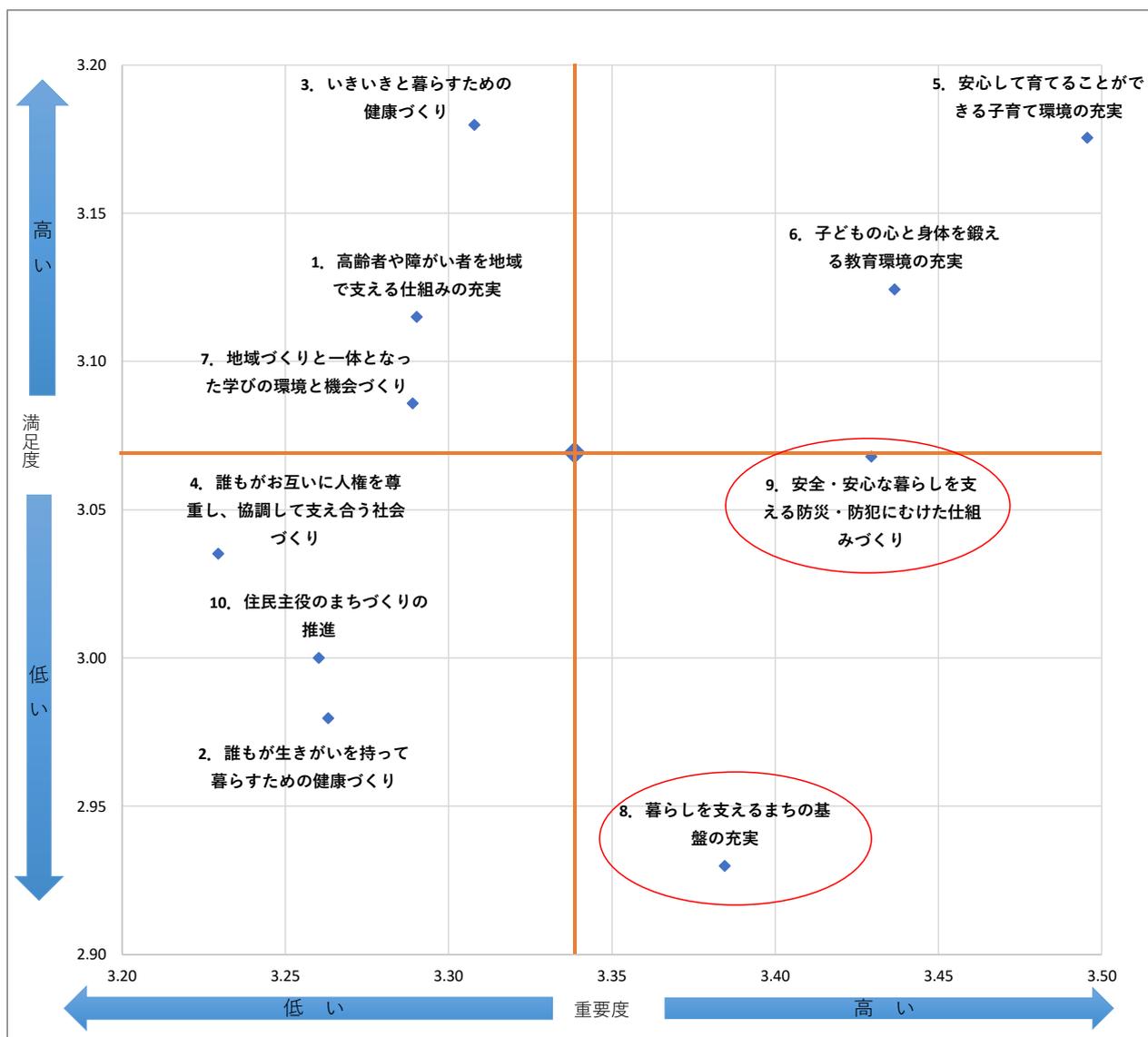
「近隣の安否確認や、避難誘導など地域のできる取組」が50.9%で最も高く、次いで、「避難場所や避難経路に関する情報」45.6%、「個人のできる災害に対する備え」45.4%となっています。



※自主防災組織：「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織

㊫ 重要度が高く、満足していない取組

調査結果から抽出される「重要度が高く、満足していない取組」は、重要度が高い順に、「安心・安全な暮らしを支える防災・防犯にむけた仕組みづくり」、「暮らしを支えるまちの基盤の充実」となっています。



9 区長アンケート調査結果にみる本町の状況

(1) 調査概要

① 調査実施時期

令和5年8月から9月まで実施しました。

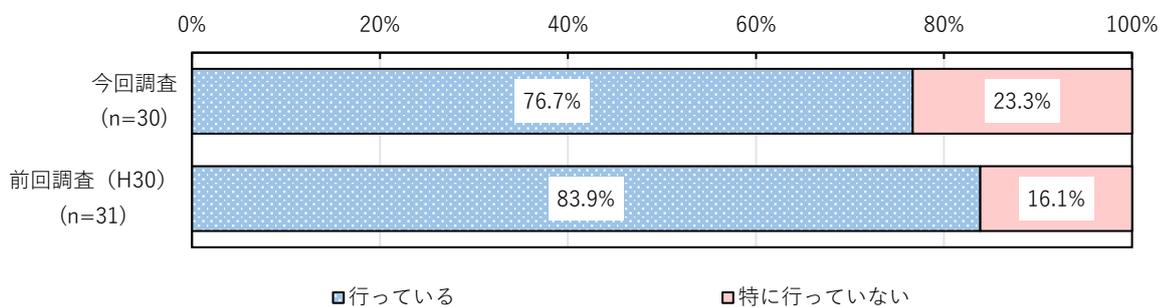
② 調査対象者、調査方法、回答数

本町の区長を対象とし、郵送による配布回収を行い、30人の方から回答がありました。

(2) 調査結果（抜粋）

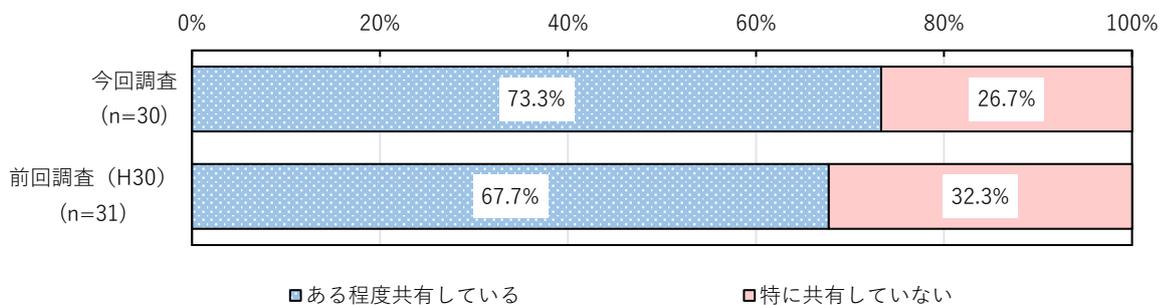
① 住民のふれあいの場として、何らかの活動を行っているか

「行っている」が76.7%となっています。



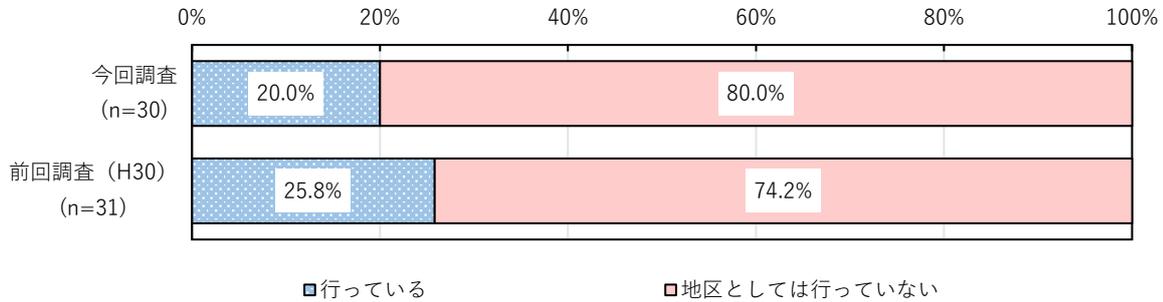
② 地区内の困りごとを情報共有しているか

「ある程度共有している」が73.3%となっています。



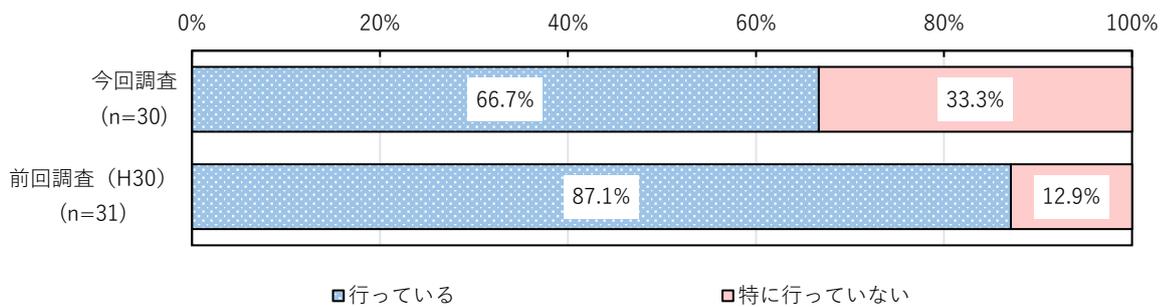
③ 何らかの助け合い活動を行っているか

「地区としては行っていない」が80.0%となっています。



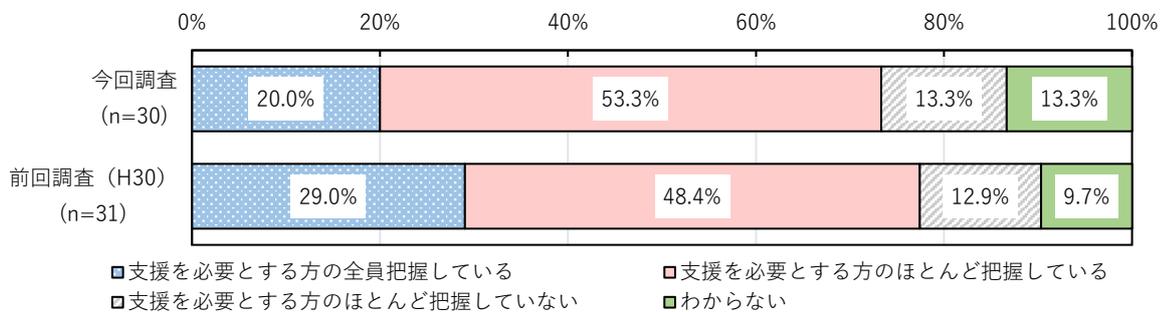
④ 何らかの見守り活動を行っているか

「行っている」が66.7%となっています。



⑤ 避難行動に伴い、支援を必要とする方を把握しているか

「支援を必要とする方のほとんどを把握している」が53.3%、「支援を必要とする方の全員把握している」20.0%となっています。



⑥ 地区の防災体制について必要なことや地域の問題点

主な意見
町で策定している要支援者の避難計画について、具体的な情報を提供してほしい。防災体制の核となる消防団員の確保が困難な状況になってきている。
避難訓練の実施、災害時の役割分担、防災資材がない
農免道路に両脇から竹が道路のほうにおおいかぶさってくる。農免の側溝がすぐ詰まる。何回か溝に詰まった土は上げに行くが、車が通るので怖い。
各役員の任期が1年で職業が異なるため災害時の役割分担が明確化できていない。
4年ぶりに避難訓練を実施した。基本の動作訓練と実行役員の訓練が主体で実施することが大事と考えている。
避難訓練などを行い、問題点の洗い直し等住民の意見を聞く場を設けたい。
地区内での連絡網作成。危険個所は住民の連絡により運営委員で対応。災害時の分担は運営委員、消防団で決める。
地区での火災の時は、消防団員が仕事等で不在の時は地区住民が予備消防団となり、消火にあたる。そのため機械の使い方の訓練を実施する。

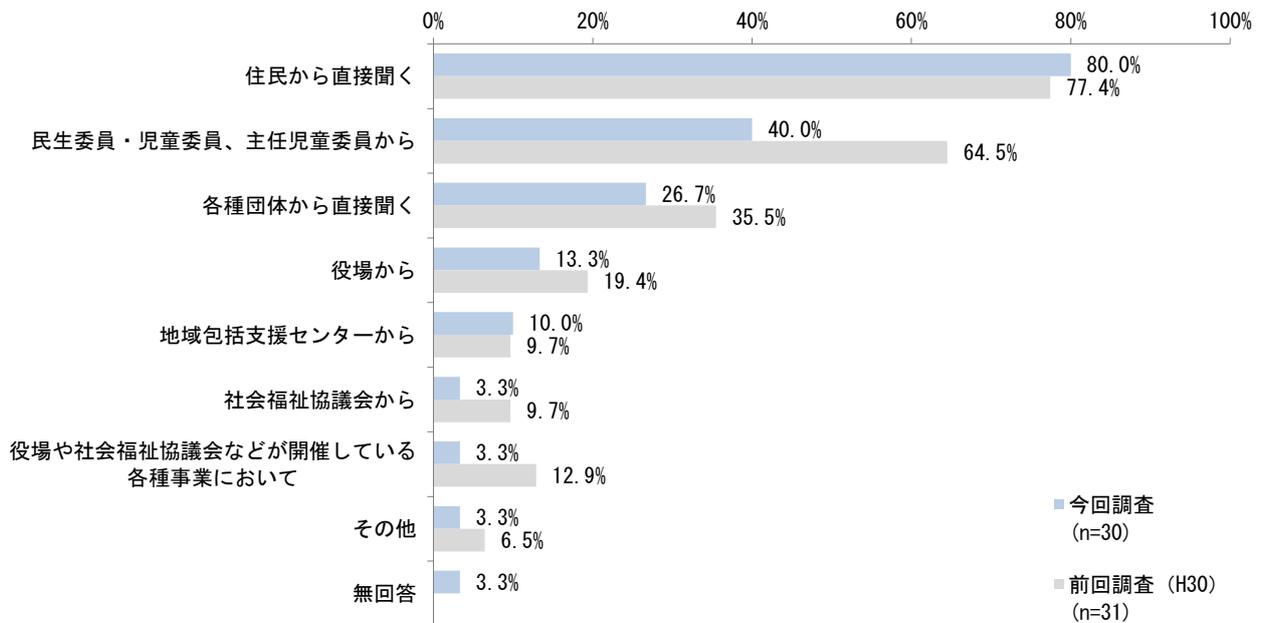
⑦ ふれあいいいききサロンについて

主な意見
男性の参加が皆無なので、男性の参加を促す方法（プログラム等も含め）について支

<p>援していただきたい。</p>
<p>毎回開催されているが、人数減少、また世間話だけで終わる。具体的に何の活動をしていいのかわからない。</p>
<p>後期高齢者のサロン参加が殆どで、開催場所までのアクセスがまちまちで参加したくてもできない時がある。交通手段の確立が必要。</p>
<p>以前は開催していたが、参加者も減少し、世話をする人もいなくなり、今は休止している。</p>
<p>現在実施しているサロンの公民館の利用環境向上のための備品整備等にも何らかの助成を頂ければ嬉しい。</p>
<p>コロナにより休止していて7月より再開した。参加者を増やすことが今後の課題。</p>

⑧ 地区住民の要望をどのように把握しているか（複数回答）

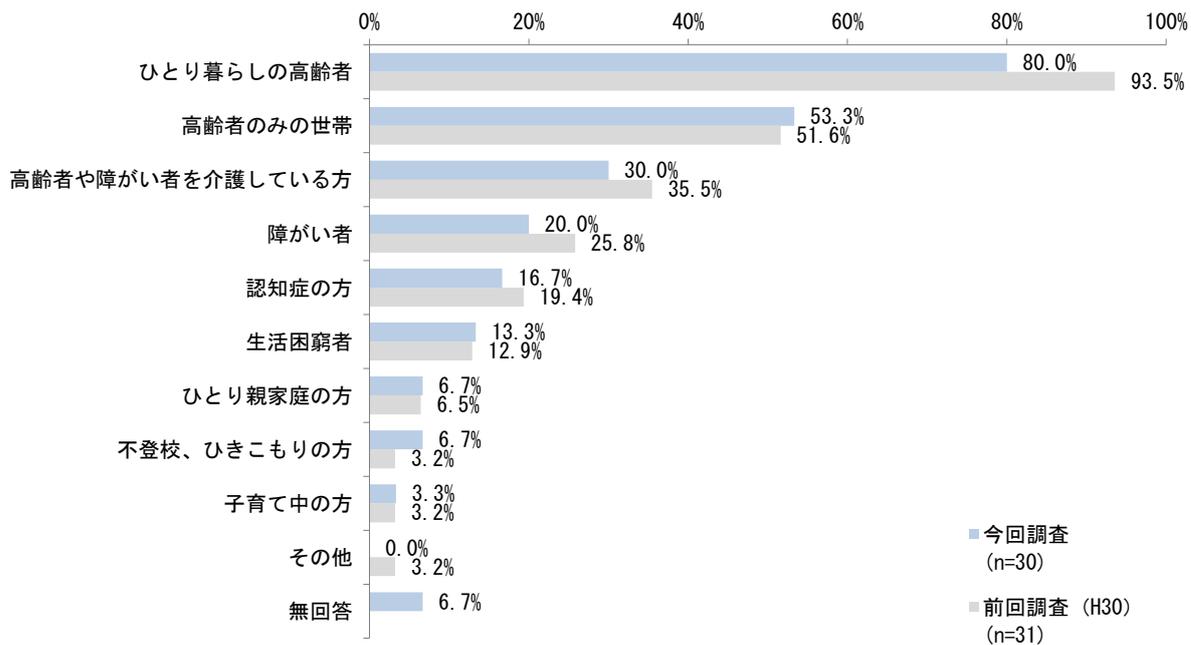
「住民から直接聞く」が80.0%で最も高く、次いで、「民生委員・児童委員、主任児童委員から」40.0%、「各種団体から直接聞く」26.7%となっています。



⑨ 地区で特に支援が必要と思われる方（複数回答）

「ひとり暮らし高齢者」が80.0%で最も高く、次いで、「高齢者のみ世帯」53.3%などとなっています。

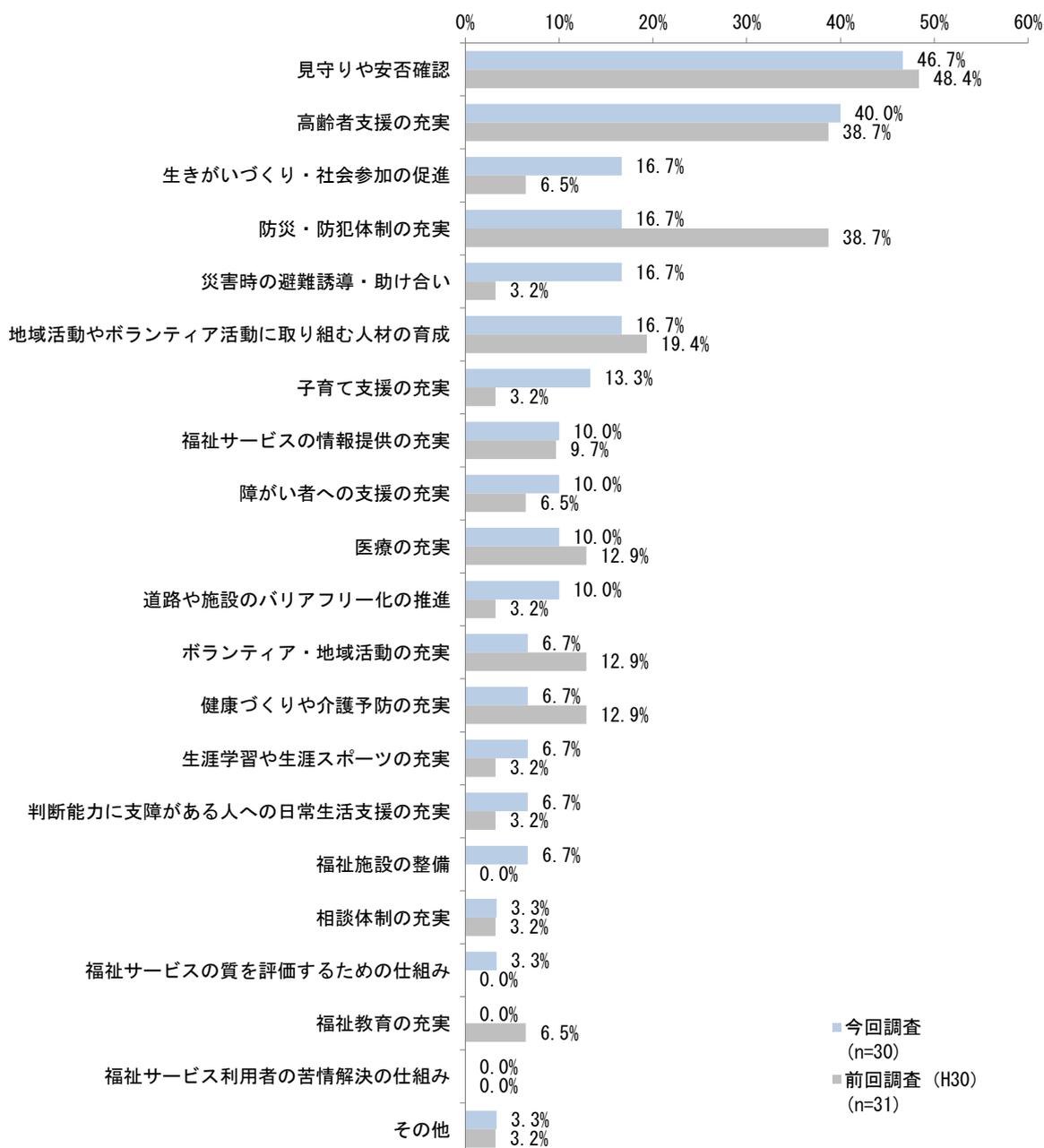
第2章 地域福祉に係る本町の状況



⑩ 誰もが安心して暮らしていくために、地区で特に重要なこと（複数回答）

「見守りや安否確認」が46.7%で最も高く、次いで、「高齢者支援の充実」

40.0%などとなっています。



10 民生委員・児童委員、主任児童委員アンケート調査結果からみる本町の状況

(1) 調査概要

① 調査実施時期

令和5年10月に実施しました。

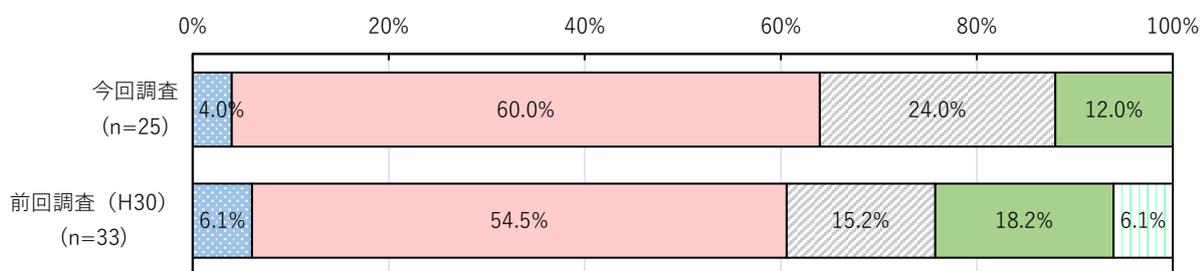
② 調査対象者、調査方法、回答数

本町の民生委員・児童委員、主任児童委員を対象とし、郵送による配布回収を行い、25人の方から回答がありました。

(2) 調査結果（抜粋）

① 1か月の活動日数

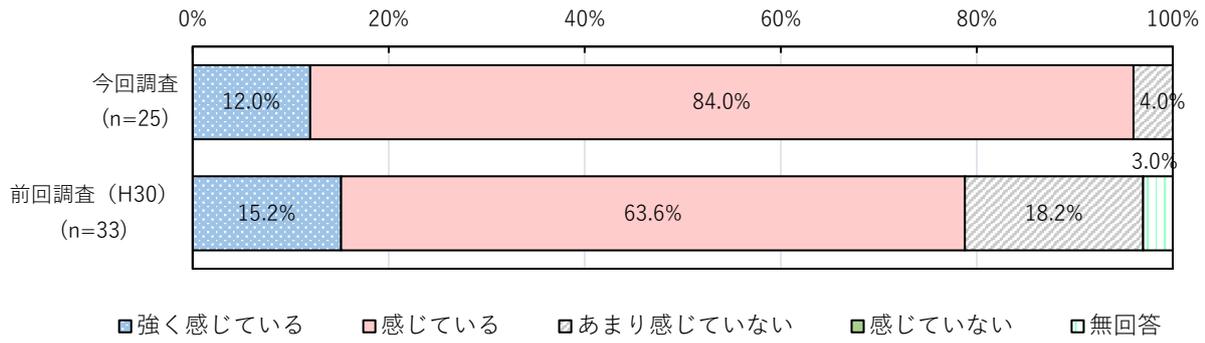
「週に2～3日」60.0%が最も高く、次いで、「週に1日」24.0%、「月に2～3日」12.0%となっています。



■ ほぼ毎日 ■ 週に2～3日 ■ 週に1日 ■ 月に2～3日 ■ 月に1日 ■ 2、3か月に1日以下 ■ 無回答

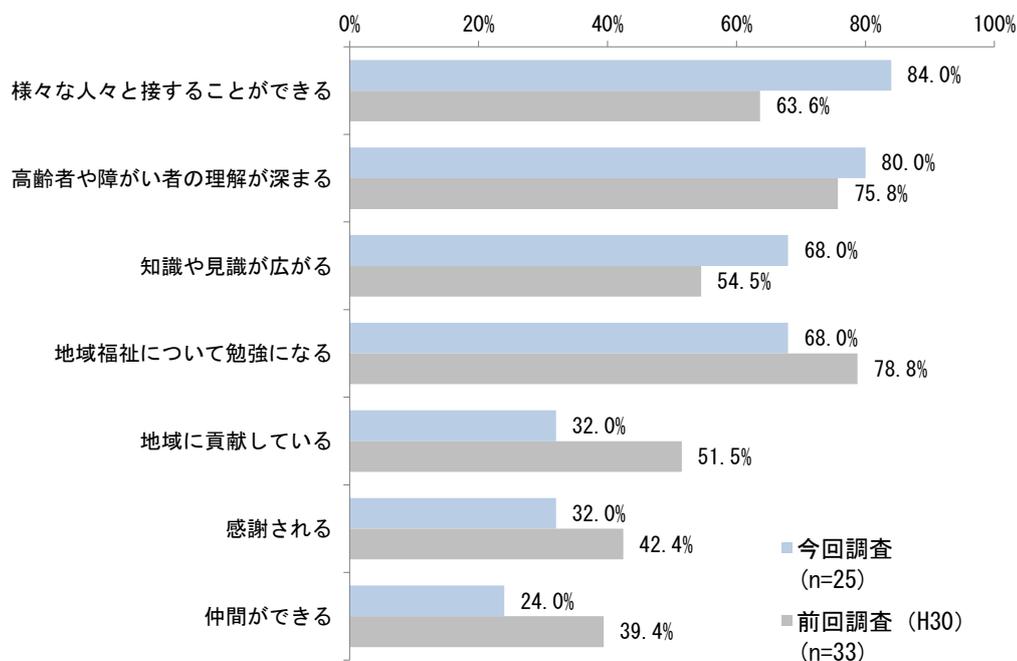
② やりがいを感じているか

「感じている」84.0%が最も高く、次いで、「強く感じている」12.0%、「あまり感じていない」4.0%となっています。



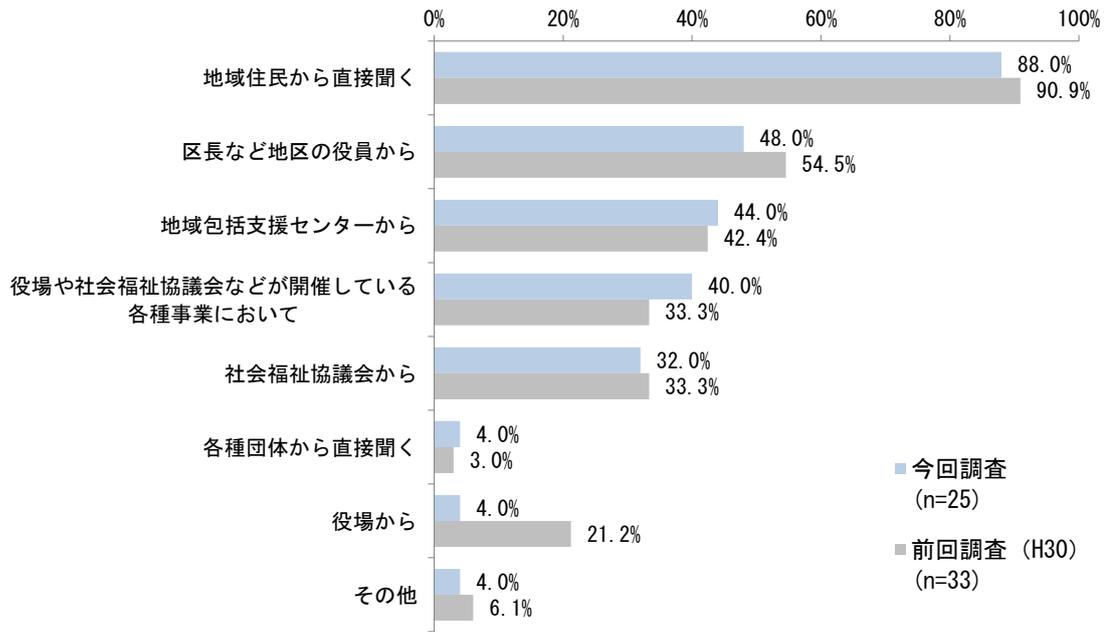
③ 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を通じて良かったこと（複数回答）

「様々な人々と接することができる」84.0%が最も高く、次いで、「高齢者や障がい者の理解が深まる」80.0%などとなっています。



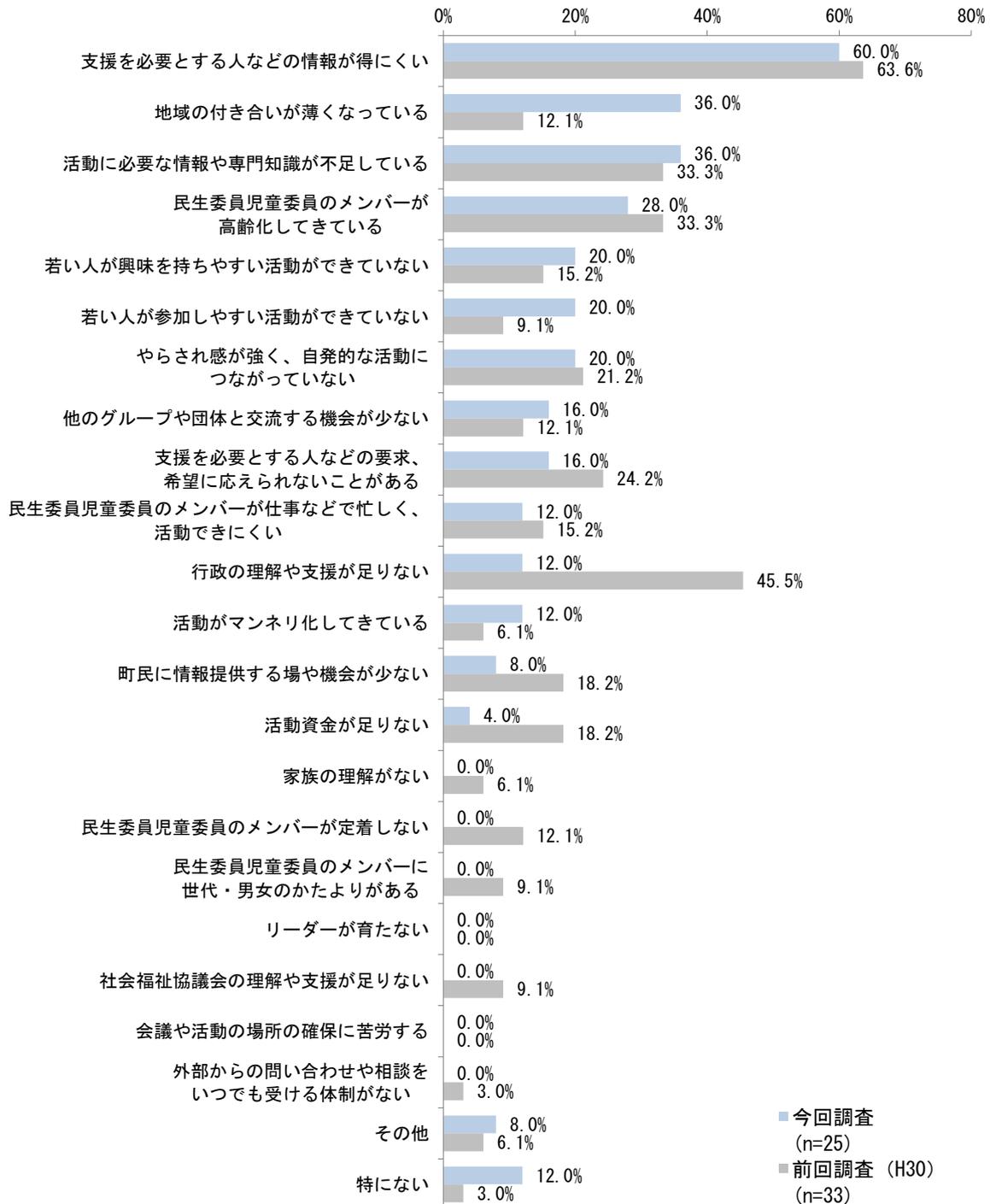
④ 地域住民の要望をどのように把握しているか（複数回答）

「地域住民から直接聞く」88.0%が最も高く、次いで、「区長など地区の役員から」48.0%、「地域包括支援センターから」44.0%となっています。



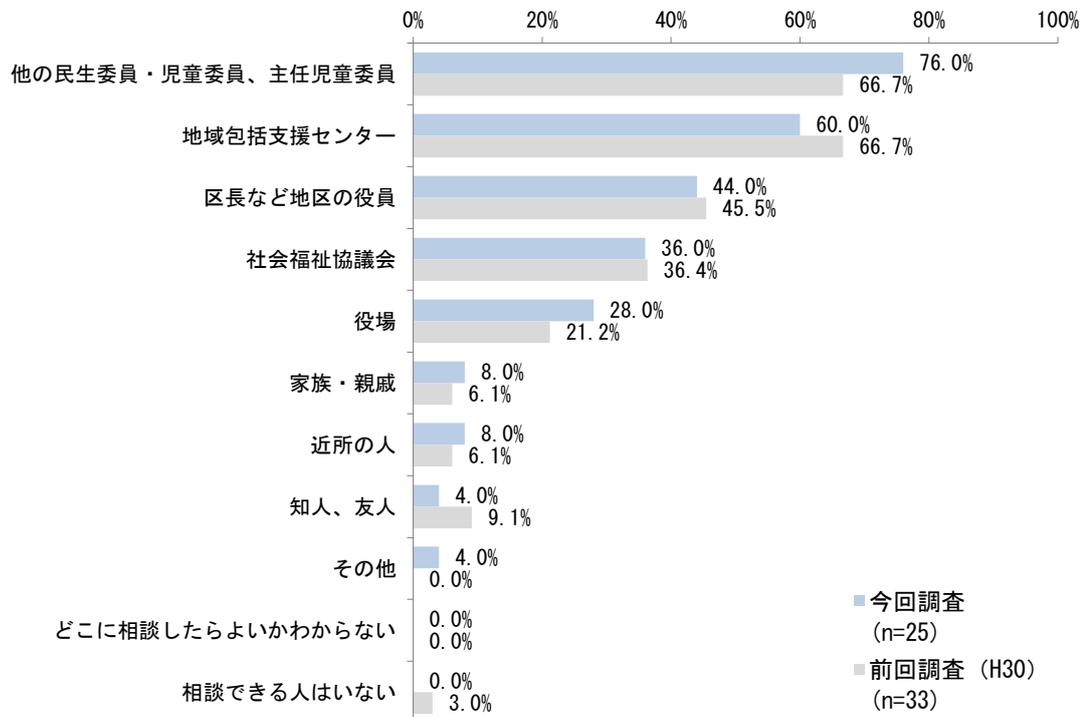
⑤ 活動をしている中で困っていること（複数回答）

「支援を必要とする人などの情報が得にくい」60.0%が最も高く、次いで、「地域の付き合いが薄くなっている」、「活動に必要な情報や専門知識が不足している」36.0%となっています。



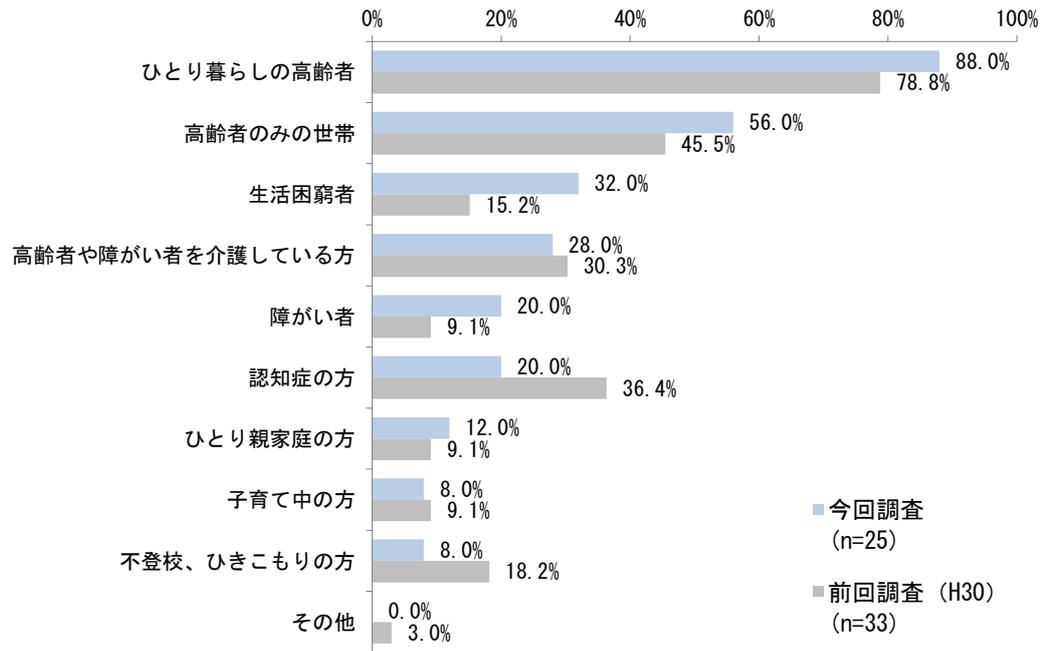
⑥ 困ったときの相談相手

「他の民生委員・児童委員、主任児童委員」76.0%が最も高く、次いで、「地域包括支援センター」60.0%、「区長など地区の役員」44.0%となっています。



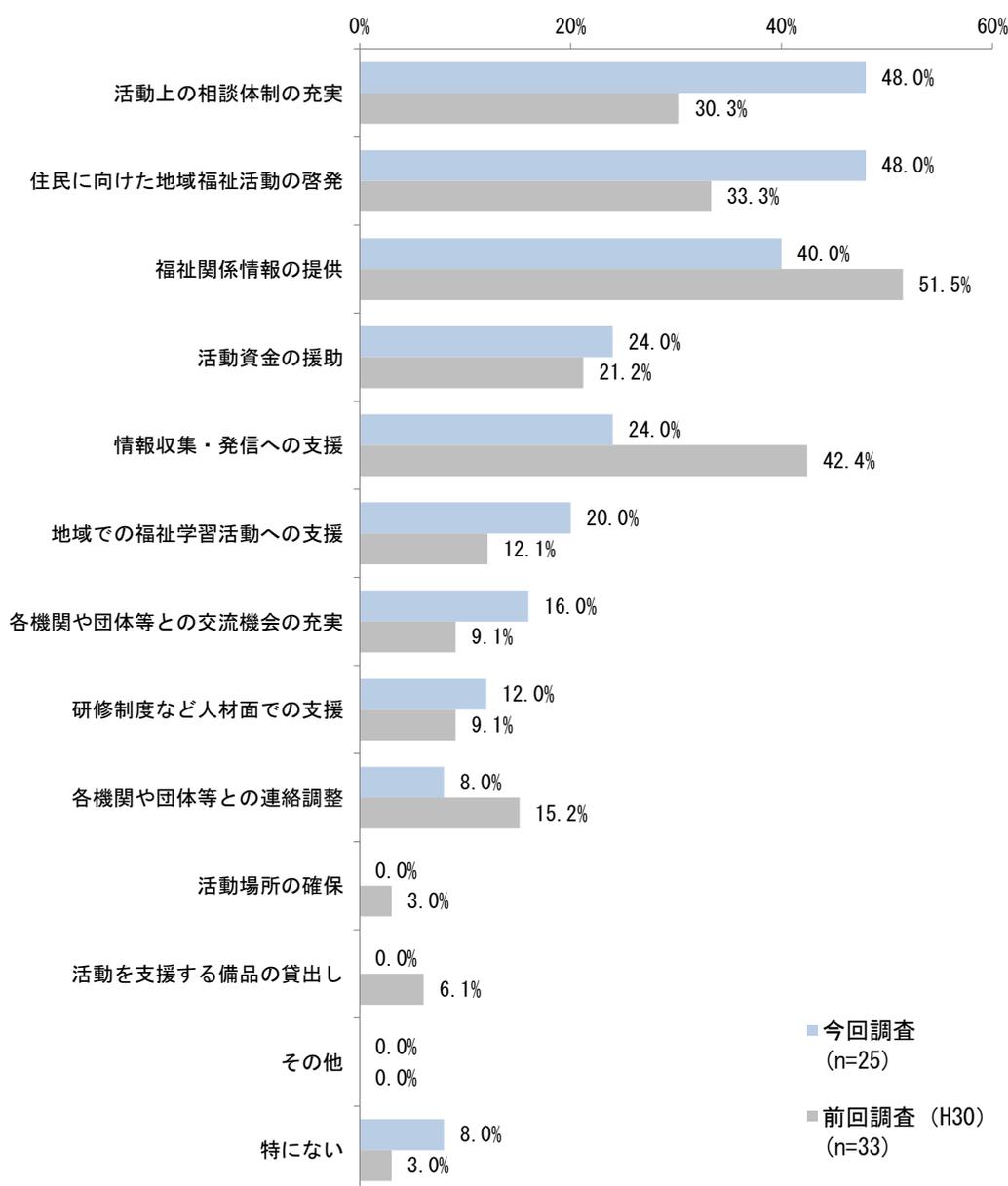
⑦ 地域の中で特に支援が必要と思われる方（複数回答）

「ひとり暮らしの高齢者」88.0%が最も高く、次いで、「高齢者のみの世帯」56.0%、「生活困窮者」32.0%となっています。



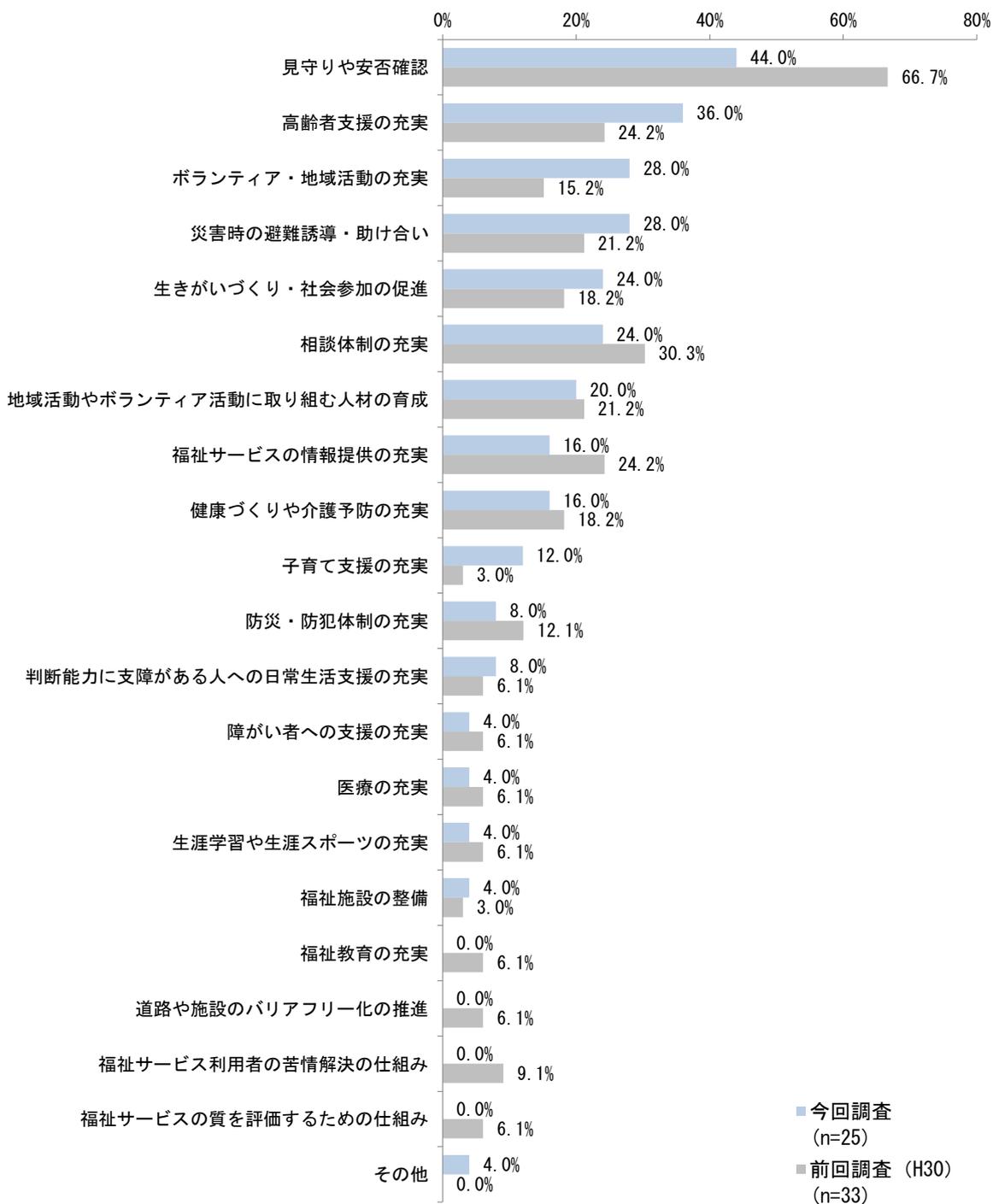
⑧ 様々な地域福祉活動を推進していく上で、氷川町に期待すること（複数回答）

「活動上の相談体制の充実」、「住民に向けた地域福祉活動の啓発」48.0%が最も高く、次いで、「福祉関係情報の提供」40.0%となっています。



⑨ 地域で特に重要なこと（複数回答）

「見守りや安否確認」44.0%が最も高く、次いで、「高齢者支援の充実」36.0%、「ボランティア・地域活動の充実」、「災害時の避難誘導・助け合い」28.0%となっています。



第3章 第3期計画の実施状況、今後の方向性の検討

1 第3期計画の実施状況

(1) みんなでつながり、支え合う地域づくり

様々な要因による社会的孤立を防ぎ、多様化・複雑化する課題に対応するため、協働によるまちづくりの推進を図るとともに、地域福祉を支えるリーダーの育成に努めましたが、地域福祉を支える担い手の高齢化や固定化などの課題があります。

【基本目標1 評価指標の進捗状況】

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	実績 (2023)	状況
シルバー人材センター登録人数	72人 (H29年度)	増加	62人	未達成
ボランティア登録人数	331人 (H29年度)	増加	220人	未達成
ボランティア活動に参加していない割合 (町民調査結果)	46.8%	減少	46.2%	達成
地区行事等に参加していない割合 (町民調査結果)	20.0%	減少	24.6%	未達成

(2) 困りごとを「丸ごと」受け止める仕組みづくり

地域での対応が難しい課題の解決が図られるよう、令和2年4月から「氷川町子育て世代包括支援センター」を開設するなど、行政・関係機関による相談体制の整備を図りました。一方で、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、福祉リーダー研修は実施に至りませんでした。

【基本目標2 評価指標の進捗状況】

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	実績 (2023)	状況
----	--------------	--------------	--------------	----

第3章 第3期計画の実施状況、今後の方向性の検討

))		
「サービス解説書」の作成	未作成	作成	作成	達成
「地域の縁がわ [※] 」登録団体数	2団体	3団体	2団体	未達成
福祉リーダー研修の実施	未実施	実施	未実施	未達成
支援を必要とする人などの情報が得にくいと回答した割合（民生委員・児童委員、主任児童委員調査結果）	63.6%	減少	60.0%	達成

※地域の縁がわ：熊本県が普及を図っている、地域の誰もがいつでも気軽に集い、支え合う地域の拠点

(3) 安全・安心に暮らせる地域づくり

地域の見守り活動をより一層推進し、多様なニーズに対応できる支援体制の構築のため、配食サービス・緊急通報などのサービスを実施しました。移動手段の確保については、平成31年度からモデル事業として「高齢者等福祉タクシー利用料金助成事業」を実施しました。

住民の誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けられるように、今後も自主防災組織をはじめ、地域の支援体制づくりに向けて、引き続き啓発をしていきます。

【基本目標3 評価指標の進捗状況】

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	実績 (2023)	状況
避難場所を知らない町民の割合 (町民調査結果)	19.2%	減少	14.2%	達成
自主防災組織を知らない町民の割合 (町民調査結果)	20.1%	減少	18.5%	達成
移動手段確保のための支援制度の整備	未整備	整備	モデル事業 実施	達成
ふれあいいきいきサロン実施地区数	37 地区	全地区	全地区	達成
認知症サポーター [※] 延べ人数	1,516 人	2,400 人 以上	1,730 人	未達成
障がい福祉施設から一般就労への移行人数	1 人	2 人以上	0 人	未達成
障がい者に対応する地域生活支援拠点 [※] 等の設置	未設置	八代圏域で 1か所	設置	達成
仕事・子育て両立サポート満足度 (総合戦略アンケート調査結果)	70.6%	80%以 上	75.4%	未達成

※認知症サポーター：認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人

※地域生活支援拠点：障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと

2 本町の課題解決検討のためのワークショップ

(1) 検討項目

現状データや調査結果から「移動手段の確保」、「担い手の確保」、「地域活動の活性化」の3項目について、今後本町で地域福祉を推進するための課題として抽出し、ワークショップ検討項目としました。

	検討項目	ワークショップテーマ
1	移動手段等の確保	・ 自助、共助、公助による移動手段の確保
2	担い手の確保	・ 地域の担い手の確保について
3	地域活動の活性化	・ 地域活動の参加促進について

(2) 実施方法

第2回氷川町地域福祉計画策定委員会において、上記3つの検討項目について、「個人」、「地域」、「行政」の立場で実施できそうなことを委員の方々に検討してもらうためワークショップを開催しました。

(3) 実施手順

各テーマの課題解決のため「個人でできそうなこと」は青色の付箋紙、「地域でできそうなこと」は赤色の付箋紙、「行政でできそうなこと」は緑色の付箋紙に記入の上、模造紙に貼付し、意見の集約を行いました。

意見集約後、グループごとに1つの検討項目について、グループの代表者が課題解決のために「個人でできそうなこと」、「地域でできそうなこと」、「行政で

きそうなこと」の発表を行いました。



3 検討結果

(1) 移動手段等の確保

① 個人でできること

項目	主な意見
近所づきあい	・ 隣近所との日常の付き合い
	・ 日頃からお互い信頼できる関係を築き、一緒に移動する
	・ 日頃から付き合いを築いておく（孤立させない）
	・ 地域公民館等に歩ける人は声を掛け合って行く
移動支援やツールの活用	・ 電動自転車や電動カーなどの利用
	・ 移動販売の利用
	・ 介護タクシーを利用する
	・ 介護用品の活用、シニアカーの活用
	・ タクシー券が利用できる人は利用する
体力づくり	・ 身体機能及び判断能力の低下の予防に努め、歩いて移動できる能力を維持する

② 地域でできること

項目	主な意見
乗り合いの実施	・ 近所の人に乗り合いをお願いする
	・ 乗り合いができるように、日頃から近所づきあいをする
	・ 地域から運転手を出す
	・ 地域で送迎者を募る
買い物支援	・ 買い物の相互協力（買い出しなど）
	・ 買い物を代行してもらう
	・ 民間業者による移動販売の運用
送迎車などの利用	・ 福祉事業所の送迎車利用の検討
	・ 福祉事業所間で送迎車活用について検討してもらう

③ 行政ができること

項目	主な意見
移動支援の拡充	・ タクシー券の対象者の拡充
	・ 乗合タクシー※の検討
	・ 介護タクシー利用への助成の検討
	・ 巡回バス導入の検討
	・ 電動シニアカーのレンタル検討
移動困難者の把握	・ 移動困難者を把握しておく
	・ 地区の実情を把握し、解決策を導く
	・ 各地区で必要な人を把握し、地区専用タクシーの検討

(2) 担い手の確保

① 個人でできること

項目	主な意見
地区活動への積極的参加	・ 住んでいる地域（地区）の事に関心を持つ
	・ 地域行事への積極的な参加を呼び掛け
	・ 地区行事等に積極的に参加
	・ 家庭での地域行事への積極的な参加奨励
ボランティア仲間づくり	・ ボランティアに登録する
	・ ボランティア活動に誘う
	・ 可能性のある人に積極的に呼び掛ける
	・ 地区の実情を把握し、各種団体役員と連携を行う
	・ 地区のボランティア活動に積極的に参加する
	・ 援助してもらえる方を見つけお願いする

※乗合タクシー：10人乗り以下のワゴン車や乗用車で、目的地や経路が近い人たちと一緒に送るサービス。乗車地も目的地も自由なものや、ある程度路線が決まっているものなど、様々な形態がある

② 地域でできること

項目	主な意見
地域での情報交換	・地域の行事にお互い声を掛けて参加する
	・福祉現場からの情報提供
	・小中学校との交流会
	・世代間交流
	・近所で日頃からお茶会をする
人材の発掘	・区長や各種団体の役員等による働きかけ
	・日頃から担い手の人たちと連携し、研修を行う
	・地域で役割分担を決めて援助する人を決める
	・担い手となって良いことを自ら申し出る
	・担い手になりそうな人に対する助言や指導を行う

③ 行政ができること

項目	主な意見
情報発信	・SNS や町の伝言板等の情報発信
	・分かりやすい町の情報発信をする
	・移住・定住の促進で担い手の確保を図る
	・消防団等への働きかけ
	・担い手と要援護者をつなぐ事業の検討
	・人材バンクの拡充（登録制度の周知）
相談支援の充実	・福祉係、介護保険係、居宅、施設、包括の連携
	・役場に相談窓口を設置し相談しやすい環境をつくる
研修や講習の実施	・シルバーヘルパー等の講習会などの計画
	・担い手となるための研修の実施
	・担い手の勉強会の実施
	・ボランティア団体の参加を呼び掛け、研修を行う
	・若い世代がやる気を持つような参加プログラムの検討

(3) 地域活動の活性化

① 個人でできること

項目	主な意見
情報発信、声かけ	・ 活動内容を他の人にアピールする
	・ 近所の方への呼び掛け
	・ 近所の人、知り合いを誘う
	・ 子どもを巻き込んだサロンの実施
	・ 子どもたちの参加をもっと進める
積極的参加	・ 地域の一員という自覚を持つ
	・ 地区のサロンへ参加する
	・ 行事運営のサポートをする
	・ 自分や家族が参加する

② 地域でできること

項目	主な意見
いきいきサロンの活用	・ いきいきサロン参加促進、自由参加型を行う
	・ いきいきサロンで、子どもたちも一緒に関わられるよう、夏休みなどを利用して一緒にプログラムを考える
	・ いきいきサロンの内容の充実の検討
情報発信、情報共有	・ 声を掛け合って行事に参加する
	・ 地域新聞の発行
	・ 地域で年間計画を行い、活動の参加を広報する
	・ 地域の行事を周知して参加を勧める
	・ 地区内情報共有づくり
魅力ある活動の検討	・ eスポーツ*大会の実施
	・ スマホやパソコンの使い方講習会やお茶会の実施
	・ 異年齢参加のお楽しみ会を企画・運営

*eスポーツ：コンピュータゲームをスポーツ競技として捉える際の名称

③ 行政ができること

項目	主な意見
情報発信	・各地区の活動状況を報告する
	・広報誌でお知らせ
	・SNSで趣味のグループをつくる
	・いきいきサロンのリーダー研修の中で、活発に活動している地区の事例発表とアドバイスを行う
	・福祉計画説明会を開催し、地域の実情を周知する
活動内容についての支援	・親しみやすい講座の開設（税・相続・健康）
	・趣味サークルをつくる
	・地域活動を行う人（指導者）の研修を行う
	・福祉関係者からの講習・相談会を実施する
	・町で講座の研修を行い、地域に活動を広める
	・レクリエーション大会運営を援助する

第4章 基本理念等

1 基本理念

地域福祉の目的は、様々な事情により福祉サービスを必要とするようになって、身近な人とつながり合いながら、社会的活動に参加して、いきいきとその地域で暮らし続けることです。

その実現のためには、少子高齢化の進行や住民同士のつながりの希薄化により増えていく多様化・複雑化した地域課題に取り組んでいく必要があります。

また、本町においては少子高齢化の進展により総人口は減少し続け、令和22年には総人口8,110人、高齢化率47.9%となることが予測されており、地域の担い手の確保や見守り体制の更なる充実が求められています。

こうした背景から、今後は、高齢者、障がい者、子どもを含む全ての町民が、それぞれの役割を持って地域づくりや生きがいつくりに参加し、助け合えるような住みよいまちづくりを推進していくことが必要です。

そのため、本計画の基本理念を前期計画を継承し次のように定めます。

【基本理念】

**みんなの心が通い合い、支え合う、
安心して暮らせるまち**

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を定め施策の展開を図ります。

【基本目標】

- 1 地域住民が主役の福祉活動の推進
- 2 相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実
- 3 お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくり

3 施策の体系

【基本理念】

みんなの心が通い合い、支え合う、
安心して暮らせるまち

基本目標1 地域住民が主役の福祉活動の推進

- 1 多様な主体が参画する福祉活動の推進
- 2 支え合いの心を育むボランティア活動の推進
- 3 みんなで支え合う安心安全な地域づくり

基本目標2 相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実

- 1 誰もが相談しやすい包括的な支援体制の推進
- 2 多様な福祉サービスの充実と利用促進
- 3 孤立させない相談支援体制づくり

基本目標3 お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくり

- 1 人権の尊重と差別・虐待・暴力の防止
- 2 誰もが暮らしやすい生活環境の整備

第5章 施策の展開

基本目標1 地域住民が主役の福祉活動の推進

地域福祉を支える担い手の確保に努めるとともに、ボランティア活動や住民同士の幅広い交流の推進、福祉活動の情報提供の充実を図るなど、地域の関係団体が緊密に連携しながら、地域住民が主役の福祉活動を推進していきます。

1 多様な主体が参画する福祉活動の推進

【現状及び課題】

- 民生委員・児童委員、主任児童委員や自治会等の地域の関係団体においては、地域福祉を支える担い手の高齢化や固定化などの課題を抱えています。
- 人と人とのつながりが希薄化する中、隣近所同士の助け合いや地域での支え合いなど「共助^{*}」の重要性が高まっており、地域の福祉活動のさらなる充実を図っていく必要があります。
- 地域の福祉活動を効果的に展開していくためには、地域の関係団体が緊密に連携を図りながら、福祉活動を推進していく必要があります。
- 地域では、様々な福祉活動が行われていますが、地域住民に十分に認知されていない状況にあります。

【今後の方向性】

多様な主体が参画する福祉活動を推進していくため、地域福祉を支える担い手の発掘・育成に努めるほか、福祉活動のさらなる充実や地域の関係団体の連携・

交流の促進を図るとともに、福祉活動の積極的な情報発信に努めます。

(1) 住民主役のまちづくりの推進

本町では、まちづくりの組織や仕組み、開発建築行為の手続など、住民主体のまちづくりについての集大成として、平成17年10月1日から「氷川町を守り磨き上げるまちづくり条例」を施行しています。

地区別計画に基づく地区づくり活動の指導・助言や、自治会の育成、住民自治活動の広報・情報交流などを行い、全地区で自治組織が形成され、地区づくりにも主体的に取り組まれているなど、地区まちづくりの体制が構築されています。

※共助：自分や家族で行う「自助」と行政が行う「公助」の間にあって、地域が一体となって助け合うこと

今後は、人口減少や少子高齢化・過疎化が進行する中、持続可能な地域づくりに向けて、まちづくり活動を担う NPO 団体など民間組織の発掘などまちづくりの運営体制の強化や、地区の目標実現に向けた取組推進への指導・助言、各地区での取組をタイムリーに発信・共有できる体制づくりが必要です。

地域のまちづくりと一体的に地域福祉の推進を図り、更なる住民主役のまちづくりを推進します。

(2) 地域福祉を支える担い手の発掘・育成

地域住民が主役の福祉活動を推進していくため、福祉活動を積極的に情報発信し、幅広く気軽に参加できる福祉活動を展開することで、地域福祉を支える担い手の発掘に取り組みます。

(3) 福祉活動の充実

支え合う地域づくりを推進するため、地域団体や関係機関等の活動を支援します。また、地域住民にとって最も身近なコミュニティ組織である自治会の活動を支援します。

(4) 地域の関係団体の連携・交流

地域の福祉活動を効果的に展開していくため、地域の関係団体が連携を図りながら活動できるように支援するとともに、その活動に対して、助言や情報提供を行うなど、関係団体の連携・交流を促進します。

(5) 福祉活動の積極的な情報発信

地域の福祉活動に関する情報を、より多くの地域住民に届けるため、広報紙ホームページ、SNSなど各種広報媒体を効果的に活用し、積極的な情報発信に努めます。

2 支え合いの心を育むボランティア活動の推進

【現状及び課題】

- 地域での支え合いの重要性が高まる中、より多くの人に地域福祉に関心をもってもらう必要があります。
- ボランティア活動への参加意向はあっても、実際の参加には結びついていない状況もあります。
- 地域において、支援を必要とする方が増加する中、ボランティア活動を担う人材の発掘・育成のほか、ボランティア活動団体への支援に努める必要があります。

【今後の方向性】

地域住民が気軽にボランティア活動に参加できるよう、イベントや福祉活動などの情報発信を行い、ボランティア活動への参加促進を図ります。

(1) 地域福祉に関する意識の高揚

多くの人に地域福祉に関心をもってもらうため、様々な機会を通じて、地域活動に関する情報を発信し、住民の自発的な活動意識の高揚を図ります。

(2) 地域活動団体等への支援

自治会や民生委員・児童委員、主任児童委員、ボランティア等の地域活動団体が、地域福祉推進体制の確立に向けて取り組むことができるよう、研修会等の情報提供を行います。

(3) 地域リーダーの育成と活動支援

地域福祉活動を主導的に進める人材の確保のため、養成講座・研修会等を実施します。

(4) ボランティア等の育成と活動支援

ボランティア活動を広く住民に周知するとともに、福祉に関する講座等の受講者に対し、ボランティアに関する情報を提供することにより、受講後の活動継続を図ります。

3 みんなで支え合う安心安全な地域づくり

【現状及び課題】

- 大雨や台風、地震など、様々な危機事象が全国各地で発生している中、「自らの命は自ら守る」、「地域住民で助け合う」といった防災意識の高揚を図るほか、地域の防災対策の充実を図る必要があります。
- 交通事故などの不慮の事故が身近な地域で発生しているほか、全国的に声かけやつきまとい事案など、子どもが犯罪にあう危険が増加しています。
- 高齢者や障がい者が被害者となりうる特殊詐欺や消費者トラブル等の更なる増加が懸念されています。また、ひとり暮らしの高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境づくりが必要です。

【今後の方向性】

- みんなを支え合う安心安全な地域づくりに向けて、防災意識の高揚を図るほか、災害時の要支援者の情報把握に努めます。
- また、地域住民を犯罪、消費者トラブルなどから守るため、相談支援体制の充実に努めます。

(1) 災害時における要支援者への支援対策の推進

災害時に自力で避難することができず、家族以外の第三者の支援がなければ避難できない方に必要な支援を行うため、地域住民や自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、主任児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会等と協

力し対象者の調査・状況把握を継続します。

(2) 地域防災意識の醸成

地域ぐるみで「自分たちの地域を守る」という意識を醸成するため、団体や地域での防災教育や学習等の支援を行います。

(3) 全ての人にやさしい避難所機能の充実

高齢者や障がい者などをはじめとした避難者が避難所生活を送る際、その負担が少しでも軽減されるよう、避難所となる公共施設の機能の充実を図ります。また、全ての人々がバリアフリー、プライバシーなどの点で安心して利用できるよう、拠点となる福祉避難所*機能の充実を図ります。

*福祉避難所：災害時に、一般避難所では避難生活が困難な、高齢者や障がい者、妊婦など、災害時に支援が必要な人たちに配慮した避難施設

(4) 福祉・防犯対策等の充実

高齢者や障がい者、子どもなどを、交通事故や犯罪、消費者トラブルなどから守り、安心安全で暮らしやすい地域づくりを進めるため、地域における見守り活動を行います。

また、消費生活トラブル被害に遭わないための対策や被害に遭った場合の対応について情報提供や啓発に取り組みます。

【「個人」、「地域」、「行政」でできること】

個人	<ul style="list-style-type: none"> ・住んでいる地域（地区）の事に関心を持ちます。 ・地域活動について情報発信や参加の呼びかけをします。 ・地域の行事やボランティア活動に積極的に参加します。 ・避難訓練などに積極的に参加します。 ・地域の危険箇所や避難場所を把握します。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での情報交換を活発にします。 ・より多くの方が参加できるように、地域行事の実施内容を検討します。 ・様々な機会を通じて、住民向けにボランティア活動への参加を呼びかけます。 ・避難訓練実施の周知に努めます。 ・地域の危険箇所や避難経路、避難場所の周知に努めます。

行政	<ul style="list-style-type: none">・地区別計画に基づく住民主役のまちづくり活動に対して、活動支援のための財政的支援を行います。・SNS や町の伝言板等により、地域活動について情報発信します。・ボランティア育成など福祉を支える人材を確保するための支援を行います。・地区における健康づくりや見守りなどの健康・福祉の担い手として、高齢者による地区内シルバーボランティア活動に対して、組織化や活動への支援の充実を図ります。・自然災害発生時の被害範囲、避難経路、避難場所などを地図上に示した地区ごとの防災ハザードマップ[※]を更新します。・災害時における地域住民の安全確保のため、福祉避難所などを含む必要な施設の整備を図ります。・自主防災組織の基盤強化や地域の一体的なつながり、災害に強い地域づくりを推進します。
----	---

※ハザードマップ：自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図

【基本目標 1 評価指標】

項目	現状 (2023)	目標 (2028)	担当部署 (関係機関)
近所の人と「付き合いはほとんどない」と回答した方の割合	4.5%	減少	町民調査
町内の行事や地域活動に「参加している」と回答した方の割合	67.3%	増加	町民調査
過去1年間にボランティア活動に「参加していない」と回答した方の割合	46.2%	減少	町民調査
災害時の避難場所を「知らない」と回答した方の割合	14.2%	減少	町民調査
「自主防災組織があるのか知らない」と回答した方の割合	18.5%	減少	町民調査

基本目標2 相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実

地域の関係団体や関係機関と連携を図りながら、包括的な支援体制の推進を図るほか、多様な福祉サービスの利用促進や情報提供のさらなる充実を図るとともに、孤立させない取組を行うなど、相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実に取り組みます。

1 誰もが相談しやすい包括的な支援体制の推進

【現状及び課題】

- 悩みや不安を感じた時に、近所の人や地域の関係団体に相談する方は少なく、
また、困った時に頼れる人が身近にいない方が少なくありません。
- 個人や家庭を取り巻く環境の変化により、地域住民が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化してきているほか、制度の狭間^{*}の課題への対応も求められてきています。

【今後の方向性】

誰もが相談しやすい包括的な支援体制を推進していくため、悩みや不安を抱えている人を孤立させずに、適切な支援につなげることができるよう、相談支援体制の充実に努めるとともに、関係機関の連携を強化し、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

(1) 地域住民の相談を包括的に受け止める体制づくり

役場窓口、地域包括支援センター、社会福祉協議会等が連携を図り、住民から

の相談に適切に対応できる体制を構築します。また、各種研修の受講を促し、職員の資質の向上に努め、相談に関する機能及び対応の充実を図ります。

(2) 関係機関・関係団体等との連携による地域生活課題の早期把握

地域生活課題を早期に把握するため、民生委員・児童委員、主任児童委員等による地域の見守り活動の支援及び情報の共有化を図ります。

また、社会福祉協議会及び地域包括支援センター等と連携を図りながら、地域支援ニーズとサービス提供者のマッチングなど、人と情報、サービスがつながる関係を目指し、支援を求める人に必要な支援を円滑に行うことができる仕組みづくりを推進します。

※制度の挟間：公的福祉サービスでは対象とならない福祉ニーズ・生活課題が生じている状態のこと

(3) 分野横断的相談支援体制の充実

支援につながりにくい生活課題のある人や家族、社会的孤立に陥る可能性がある人に対して、制度や組織の枠組みを越え、問題解決に向けた支援を行うことができるよう、分野横断的相談体制の充実を図ります。

2 多様な福祉サービスの充実と利用促進

【現状及び課題】

- 高齢化の進行や核家族化の進展などにより地域住民のニーズが多様化する中、各種福祉サービスの充実を図る必要があるほか、介護や世話をを行う家族等に対する支援も求められています。
- 運動不足などにより、生活習慣に課題のある人が増えているほか、ストレスなどにより、こころに悩みを抱えている人が増えています。
- 支援を必要としている人に、必要な福祉サービスの情報が行き届くよう、情報発信の充実を図る必要があります。
- 各種福祉サービスの更なる充実を図るため、福祉サービス提供者等の育成・確保に努める必要があります。
- 地域住民の多様化するニーズに適切に対応していくためには、福祉の領域だけでなく、様々な分野との連携が必要です。

【今後の方向性】

多様な福祉サービスの充実と利用促進を図るため、高齢・介護や障がい、子ども

も、生活困窮などのサービスの充実を図るほか、介護や世話をを行う家族等に対する支援に努めます。

また、地域住民の体とこころの健康づくりを支援するほか、福祉サービスの情報発信の充実や福祉サービス提供者等の育成・確保に努めます。

さらに、地域住民の多様化するニーズに適切に対応できるよう、まちづくりや産業、環境、教育分野等と連携を図りながら、様々な取組を推進します。

(1) 高齢者福祉・介護サービスの利用促進

高齢者が生きがいをもって自分らしく健やかに暮らせる地域づくりに向けて、高齢者クラブや高齢者サロン活動の支援など、高齢者の生きがいづくりや社会参画を促進します。

また、地域包括支援センター等における相談支援、認知症サポーターの養成など、安心・安全な暮らしの確保、介護予防・地域支援体制及び介護サービスの充実に取り組めます。

(2) 障害者福祉サービスの利用促進

障がい者が生きがいをもって自分らしく健やかに暮らせる地域づくりに向け、相談支援のほか、居宅介護や外出支援、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの適正な支給決定を行い、障害福祉サービス・療育等の充実、障がい者を支える社会環境づくりの推進に取り組めます。

また、障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、自立支援協議会において、課題の整理分析、解決に向けた調査・検討を進めます。

(3) 成年後見制度の利用促進

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分になった人が安心して暮らせる地域づくりに向けて、「氷川町成年後見制度利用促進計画」に基づき、成年後見制度の利用促進を図ります。

(4) 子ども・子育て支援サービスの利用促進

子育てに希望あふれる地域づくりに向けて、子育て世代包括支援センターなど地域の子育て活動や相談支援を推進するなど、地域の子育て力の向上に取り組めます。

また、保育の受け皿確保や放課後児童クラブの整備など、仕事と子育ての両立に向け、安心して生み育てられる環境づくりに取り組めます。

(5) 生活困窮者の自立支援

生活困窮者が地域で自立した生活ができるよう、生活相談や就労に関する相談に対応するほか、就労に向けた準備支援を推進します。

(6) 介護や世話をを行う家族等に対する支援

在宅での介護を必要とする高齢者や障がい者の家族等の負担軽減を図るため、訪問介護や居宅介護などによる支援のほか、地域包括支援センターにおける相談支援など、介護や世話をを行う家族等に対する支援に努めます。

(7) 健康づくりの支援

誰もが健康に暮らせる地域づくりに向けて、各種検（健）診や健康教室の開催、メンタルヘルス対策など、体とこころの健康づくりを支援します。

(8) 福祉に関する情報発信の充実

広報紙やホームページ、SNSなどを効果的に活用して、福祉の各分野の制度や福祉サービス等の情報を分かりやすい内容に整理し、情報発信に努めます。

(9) 福祉サービス提供者等の育成・確保

地域住民の多様化するニーズに適切に対応できるよう、地域住民にとって最も身近な存在となる民生委員・児童委員、主任児童委員が円滑な活動ができるよう、協議会への補助支援を推進します。

また、手話奉仕員や手話通訳者等の養成を支援するなど、福祉サービス提供者等の育成・確保に努めます。

(10) まちづくり、産業、環境、教育分野等との連携

地域住民の多様化するニーズに適切に対応し、地域住民一人一人が生きがいをもって暮らせる地域づくりに向けて、地域の活性化に向けた取組を促進するほか、住宅確保要配慮者への支援、商店街等の活性化支援や地域の美化活動への支援、地域とともにある学校づくりなど、まちづくり、産業、環境、教育分野等と連携した取組を推進します。

3 孤立させない相談支援体制づくり

【現状及び課題】

○地域のつながりが希薄化する中、高齢者や障がい者、ひとり親家庭などは、地域で孤立しやすい状況におかれています。

○退職や人間関係などを理由にひきこもり状態となった方やその家族を、地域で孤立させずに、必要な支援を提供していく必要があります。

【今後の方向性】

孤立させない相談支援体制づくりを推進し、高齢者や障がい者、ひとり親家庭など、地域で孤立しやすい方々の自立と社会参加の促進を図ります。

また、ひきこもり状態となった方やその家族に対して、必要な支援を提供できるよう、関係機関等と連携を図りながら、相談支援体制の充実に努めます。

(1) 高齢者や障がい者等に対する自立支援

民生委員・児童委員、主任児童委員等による見守り活動などを通じて、孤立しやすい高齢者や障がい者、ひとり親家庭などの把握に努めます。

また、孤立した状況から課題やニーズに応じた各種相談機関につなぎ、必要な福祉サービスの提供、就労支援等を行い、安心して暮らせるよう自立支援に努めます。

(2) 自殺のないまちづくりの推進

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、「氷川町自殺対策行動計画」に基づき、地域におけるネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成、住民への啓発と周知、生きることの促進要因への支援、児童生徒の SOS の出し方に関する教育を推進します。

(3) 犯罪や非行をした人に対する社会復帰支援

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がないことなどから、社会復帰に向けた支援を十分に受けられずに、地域で孤立し、犯罪を繰り返してしまう人も少なくありません。

再犯を防止し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、「氷川町再犯防止推進計画」に基づき施策の推進を図ります。

(4) ひきこもりに対する支援

ひきこもり状態となった方やその家族に対して、必要な支援を提供できるよう、生活相談や就労に関する相談に対応し、ひきこもりに対する支援の充実に努めます。

【「個人」、「地域」、「行政」でできること】

個人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の高齢者や障がい者、子どもなどの状況について理解を深めます。 ・ 様々な福祉サービスや相談窓口の把握に努めます。 ・ 福祉教育に関する講習や研修等に積極的に参加します。 ・ 悩みを一人で抱え込まないようにします。 ・ 困っている人を見て見ぬふりをせず、当事者意識をもって、問題解決に努めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の状況や課題を共有し、解決策を検討します。 ・ 地域で孤立した人がいなくなるように、見守り活動の充実を図ります。 ・ 地域の関係団体や関係機関との連携を強化します。 ・ 多様な福祉サービスや相談窓口について情報共有します。 ・ 困っている人の相談に乗ったり、関係機関につなぐように努めます。 ・ 地域活動の困り事は、必要に応じて行政や社会福祉協議会に相談します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な地域の福祉に関する様々な情報提供を行います。 ・ 担い手育成のため、定期的な福祉リーダー研修の実施を検討します。 ・ 教育機関と連携し、子どもたちが地域福祉活動へ関わる機会の充実を図ります。 ・ 多様な福祉サービスや相談窓口の周知に努めます。また、サービス内容の充実を図ります。

- ・妊娠や出産、子育て、健康、介護、障がい、生活困窮など、年齢やその状態により区分することなく相談できる体制の整備を図ります。
- ・8050 やダブルケアなど支援を必要としているにもかかわらず、現状の制度では対応できない対象者を支援するため、重層的支援体制整備事業の実施に向けて関係機関と協議します。
- ・既存の相談窓口の連携を強化し、町全体として包括的相談支援体制を推進します。
- ・支援を必要としている本人のニーズを起点とした、相談支援体制を推進します。

【基本目標2 評価指標】

項目	現状 (2023)	目標 (2028)	担当部署 (関係機関)
認知症サポーター延べ人数	1,730人	2,000人	福祉課
障がい福祉施設から一般就労への移行	0人	1人以上	福祉課
本町は安心して妊娠・出産ができる環境にある と「思う」と回答した方の割合	44.6%	増加	町民調査
成年後見制度を「知っている」と回答した方の 割合	78.4%	増加	町民調査
罪を犯した人の立ち直りに「協力したい」と回 答した方の割合	44.3%	増加	町民調査

基本目標3 お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくり

一人一人の人権や多様性を尊重し、差別や虐待、暴力の防止に取り組むとともに、誰もが暮らしやすい生活環境を整備するなど、お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくりを推進していきます。

1 人権の尊重と差別・虐待・暴力の防止

【現状及び課題】

- 社会情勢の変化に伴い、人権問題は多様化しています。
- 障がい者への差別や虐待、子どもや高齢者への虐待、配偶者等からの暴力（DV）を防止する必要があります。

【今後の方向性】

地域で暮らす全ての人が、性別、年齢、国籍等に関わりなく、一人一人の人権や多様性を尊重し合う地域づくりを推進します。

また、障がいを理由とする差別の解消と虐待の防止のほか、子どもや高齢者への虐待防止、配偶者等からの暴力の防止に努めます。

(1) 一人一人の人権の尊重

様々な人権問題に対して正しい理解や認識を深めるため、家庭や地域社会、学校など、あらゆる場や機会を捉え、人権教育や人権啓発を推進し、性別や年齢、国籍等に関わりなく、一人一人の人権や多様性を尊重し合う地域づくりに努めま

す。

(2) 差別・虐待・暴力の防止

障がいを理由とする差別の解消と虐待の防止に向けて、障がいに関する正しい理解の促進を図るとともに相談支援事業所等の関係機関と連携し、相談支援の充実などに努めます。

要保護児童対策地域協議会においては、児童虐待等の発生予防から早期発見、早期支援等のため、関係機関と連携し切れ目のない総合的な支援を実施します。

2 誰もが暮らしやすい生活環境の整備

【現状及び課題】

○高齢者や障がい者などの自立と社会参加の促進を図るためには、建築物や交通機関、生活環境のバリアフリー化のほか、移動手段の確保が必要です。

【今後の方向性】

誰もが暮らしやすい生活環境づくりに向けて、住宅や公共施設等のほか、道路、交通機関のバリアフリー化を進めるとともに、高齢者や障がい者等に対する移動手段の確保に努めます。

(1) 住宅や公共施設等のバリアフリー化

高齢者や障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、町営住宅や公共施設等のバリアフリー化を促進します。

(2) 道路や歩道等のバリアフリー化

子どもや障がい者、高齢者を含め全ての人が安全かつ快適に移動ができるよう、道路や歩道等のバリアフリー化を進めます。

(3) 高齢者や障がい者等に対する移動手段の確保

地域住民の買物や通院、通学など日常生活における交通手段を確保するため、既存の公共交通機関を補完するデマンド型地域交通システム^{*}の検討を行います。

また、福祉有償運送の利用促進など、高齢者や障がい者の移動手段の確保に努めます。

※デマンド型地域交通システム：利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う予約型輸送サービス的一种で、利用者が居住する場所が分散しており、公共交通を導入することが難しい地域で導入することが多い

【「個人」、「地域」、「行政」でできること】

個人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人一人の人権を尊重します。 ・ 差別、虐待、暴力はしません。させません。 ・ 日頃からの近所づきあいを大切にします。 ・ タクシー券利用など、移動支援制度やツールを活用します。 ・ 歩いて移動できる能力を維持します。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人一人の人権を大切にする地域づくりに努めます。 ・ 差別、虐待、暴力をさせない地域づくりに努めます。 ・ 地域でバリアフリー化が必要な場所等について協議します。 ・ 乗り合いができるような近所づきあいを拡充します。 ・ 地域での買い物の代行について検討します。 ・ 福祉事業所の送迎車利用について検討します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権擁護について啓発します。また、人権教育を推進します。 ・ 成年後見制度の周知を図ります。 ・ 差別や虐待、暴力の防止のための施策を推進します。 ・ 公共施設や道路などのバリアフリー化を推進します。 ・ 移動支援の拡充について検討します。 ・ 移動困難者を把握します。

【基本目標3 評価指標】

項目	現状 (2023)	目標 (2028)	担当部署 (関係機関)
障がいを理由とする差別や偏見が「あると思う」と回答した方の割合	76.8%	減少	町民調査
5年前と比べて障がいのある人に対する差別や偏見が「改善された」と回答した方の割合	60.9%	増加	町民調査
障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことが「ある」と回答した方の割合	33.6%	減少	手帳所持者調査
外出する時の困りごととして「道路や駅に階段や段差が多い」と回答した方の割合	14.2%	減少	手帳所持者調査

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景

本町の総人口は減少傾向で推移しています。令和2年の総人口11,094人、高齢化率38.7%（国勢調査）が、令和22年には総人口8,110人、高齢化率47.9%（国立社会保障・人口問題研究所）になると推測されています。

このような状況から、「認知症高齢者の増加」や知的及び精神障がい者を支える親の高齢化による「親なき後問題」が課題となってくることが予測されます。

そのため、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度に関する取組を継続的・体系的に実施していくため「第2期氷川町成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

基本計画は、成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」として策定します。

3 成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症、知的障がい若しくは精神障がい等で、判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援する仕組みです。主に以下の2つの支援を行います。

支援を行う人を「成年後見人等」、支援を受ける人を「成年被後見人等」と呼びます。

【財産管理】

成年被後見人の預貯金の管理、不動産等の処分、遺産分割等の財産に関する契約等につい

【身上保護】

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所の手続き、費用の支払い等、日常生

成年後見制度は、「法定後見制度」と「任意後見制度」に大別されます。

(1) 法定後見制度

本人の判断能力が不十分になったときに、本人や配偶者、四親等内の親族等が家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所が本人に合う成年後見人等を選びます。

この場合、本人の判断能力の程度によって、さらに3類型に分けられます。

本人の状況	後見の種類	支援内容
判断能力が 欠けている	成年後見 (成年後見人)	財産を管理し、利用者本人に代わって契約を交わしたり、本人が誤って交わしてしまった不利益な契約を取り消すことができます。
判断能力が 著しく不十分	保 佐 (保佐人)	借金や相続、家の増改築等の重要な契約には、保佐人の同意が必要です。保佐人の同意を得ずに交わされた契約は、取り消すことができます。また、家庭裁判所が定めた範囲に関して、契約の代理を行います。
判断能力が 不十分	補 助 (補助人)	家庭裁判所が定めた範囲に関して、契約の代理や取り消し等を行います。

(2) 任意後見制度

本人が、「将来認知症等になったときの財産管理等が不安」という場合に、事前

に成年後見人等を選んでおき、その人と契約を結んでおきます。

この場合の成年後見人等を「任意後見人」と呼びます。

本人の判断能力が不十分になったあと、財産管理や身上保護等の事前に契約で定めたことを行います。ただし、本人が行った法律行為を取消す権限はありません。

任意後見制度は本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になったときの後見事務の内容と後見する人（任意後見人という。）を、自ら事前の契約によって決めておく制度です。（公正証書を作成します。）

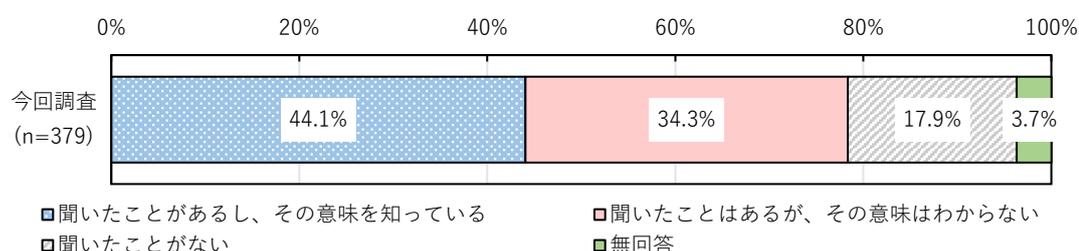
任意後見制度での家庭裁判所の関与は、本人があらかじめ選任しておいた任意後見人を家庭裁判所が選任した任意後見監督人を通じて監督するにとどまります。

例えば、今は元気でなんでも自分で決められるが、将来は認知症になってしまうかもしれないなど不安を感じている方が、将来を見越して事前に公証人役場で任意後見契約を結んでおき、本人の判断能力が不十分になったあと、家庭裁判所に申立てをして任意後見監督人の選任をしてもらうといったものです。

4 町民アンケート調査結果にみる本町の状況

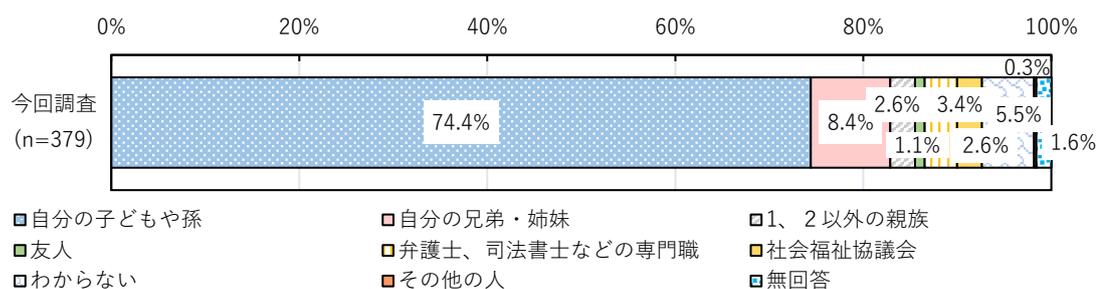
(1) 成年後見制度の認知度

「聞いたことがあるし、その意味を知っている」44.1%が最も高く、次いで「聞いたことはあるが、その意味は知らない」34.3%、「聞いたことがない」17.9%となっています。



(2) ひとり暮らしの高齢者と仮定して、契約行為や金銭管理を誰にお願いしたいか

「自分の子どもや孫」74.4%が最も高く、次いで「自分の兄弟・姉妹」8.4%、「わからない」5.5%となっています。



5 本町の課題

- ・ 成年後見制度の認知度を高め、利用を促すとともに、中核機関*の機能強化、後見活動や日常生活支援を担う市民後見人や支援員の担い手を増やしていく必要があります。

- ・地域に暮らす一人一人の尊厳を守るために、虐待防止体制の強化を図り、関係機関とも密接に連携して早期発見対応に取り組む必要があります。
- ・今後の高齢化の進展によって増加が予測される認知症高齢者については、当人の権利擁護の推進だけでなく、町民に対して認知症に関する正しい知識を周知するとともに、保健医療機関と連携し、早期診断・早期対応や予防に努める必要があります。

※中核機関：権利養護（成年後見等）の支援を必要とする町民に対し、迅速かつ適切な支援を行うために、各関係機関で構成された「地域連携ネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを担う機関のこと

6 基本理念

生涯心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある生活を送り、一人一人が尊厳を持ちながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

7 主要施策

(1) 成年後見制度の広報・啓発

① 広報機能の充実

町において、現在、成年後見制度の利用状況をみると、毎年1件から2件程度の利用状況です。認知症高齢者数、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数の総人口に占める割合は増加傾向にあり、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと想定されます。

そこで、成年後見制度の周知を図るために、既存の取組（研修会、講演会、広報誌、町ホームページ、回覧板、介護教室、いきいきサロンなどによる周知）を活用し、町民への周知・啓発を行い、制度の一層の活用を促進します。

② 関係機関の理解促進

認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分な人のニーズを汲み取り、必要性を素早くキャッチできる機関として、高齢福祉分野では、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター、障がい福祉分野では、相談支援事業があります。また、財産管理という制度の特徴から金融機関や地域全体で支え合うという観点から民生委員・児童委員、主任児童委員等も関係機関となります。

このように、福祉関係機関や金融機関、民生委員・児童委員、主任児童委員などを対象とした研修会や勉強会など開催し、制度の理解を深め、対象者への制度説明及び啓発を推進します。

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

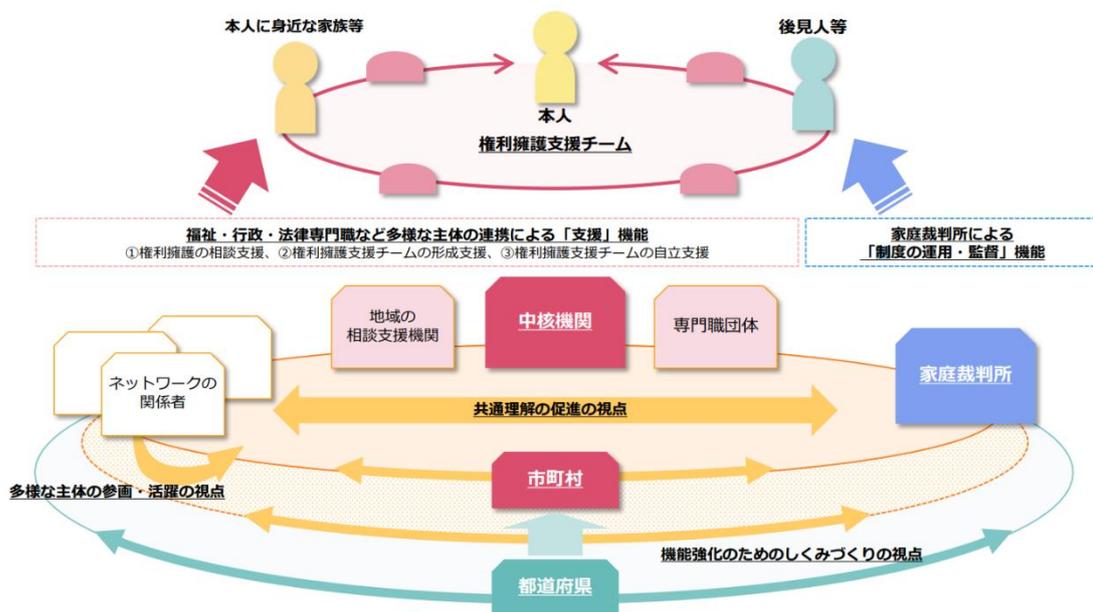
地域連携ネットワークは、本人を後見人とともに支える「チーム」と、地域における「協議会」等という2つの基本的仕組みを有するものとされ、こうした地域連携ネットワークを整備し適切に協議会等を運営していくためには、「中核機関」が必要であるとされています。

このネットワークは、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階から相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の3つの役割を担うこととなります。

本町においても、このネットワークを構築し、その3つの役割を担うなかで、権利擁護支援の1つの手段として、成年後見制度の利用が必要な人には利用につなぎ、その他の制度・サービスが必要な人には、その利用につなげるのが重要です。

そのために、既存の医療・保健・福祉の連携に司法も含めた新たな仕組みとして、「チーム」・「協議会」・「中核機関」を構成要素とした、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。

【権利擁護支援チームと地域連携ネットワーク】



出典：厚生労働省資料（一部抜粋）

② 成年後見制度利用者のための相談体制の構築

町民及び医療・福祉関係機関からの成年後見制度に関する相談の窓口としての「中核機関」の機能を充実し、実際の相談については、必要に応じて「地域

包括支援センター」、「社会福祉協議会」、「相談支援事業所」と連携し対応を行います。また、相談に結びついていない人のなかで、制度利用が必要な人に対しては、「中核機関」を核とした能動的な相談体制を構築し、早期発見・早期対応を行います。

③ 本人に寄り添った成年後見人等の選任に向けた取組

成年後見人等を選任するのは家庭裁判所ですが、本人のニーズにあった成年後見人等を選任するためには、本人の状況を家庭裁判所が正しく知る必要があります。

そのために、町長申立ての場合は、本人および申立て以前から本人と関わってきた医療・福祉関係機関等から、本人の意向の確認を行うとともに必要な支援内容を把握し、的確に家庭裁判所に伝えます。また必要に応じて司法に精通した専門職から助言を受けるなど、よりよい支援につなげます。

なお、親族申立てのうち、中核機関や地域包括支援センターなどの相談窓口が相談対応および申立て支援等を行った場合には、家庭裁判所に対応した旨を伝え、必要に応じて情報提供する体制を構築します。

(3) 担い手確保に向けた取組

① 成年後見人等の確保

成年後見制度の円滑な利用のためには、専門職との連携を進めるとともに、法人後見や市民後見人等の担い手の確保が必要となります。

今後、成年後見制度の利用促進を推進することにより、若年期から制度利用が想定されるため、支援の継続性がより重要となります。地域の特性を活かしつつ、切れ目のない支援を行うためには、法人後見の活用が有効であるため、法人後見の推進を行います。また、市民後見人の養成に向けた検討も、法人後見の推進とともに行います。

② 成年後見制度利用支援事業の充実

原則、成年後見制度を利用したときの成年後見人等への報酬は、利用者本人の財産の中から支払うこととなっています。しかし、本人が成年後見人等への報酬を支払う資産がない場合、成年後見人等が無報酬で支援を行うこととなります。

報酬が見込めないことが理由で、受任者がスムーズに見つからず、制度利用が必要な人への支援が遅れてしまうことを防ぐため、対象者拡充等の報酬助成制度の見直しを検討することで、受任しやすい環境づくりに努めます。

第7章 再犯防止推進計画

1 計画策定に向けた基本的な考え方

我が国の刑法犯の認知件数は、平成8年以降毎年最多を記録し、平成14年（285万3,739件）をピークに減少を続け、令和3年（56万8,104件）には戦後最少となりました。

この数字は、諸外国と比較しても、我が国の治安の良さを示しており、令和4年3月に公表された内閣府の世論調査では、8割を超える国民が現在の日本は治安が良く、安全で安心して暮らせる国だと回答しています。

一方で、刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、再犯者率（検挙人員に占める再犯者の人員の比率）は上昇傾向にあり、令和3年には48.6%と刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

このような状況の中、国においては平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方自治体に対して国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた再犯防止に関する施策の策定及び実施の責務を有すること等が明示されました。平成29年12月、再犯の防止等に関する政府の施策等を定めた初めての計画である第一次推進計画を閣議決定し、令和5年3月には第二次再犯防止推進計画を閣議決定しています。

また、熊本県においては、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「熊本県

再犯防止推進計画」を令和3年3月に策定しています。

このような状況を踏まえ、本町では、罪を犯した人等の円滑な社会復帰を支援することについて、理解促進などの対策を実施していくことにより、再犯防止の推進を目的とする「第1期氷川町再犯防止推進計画」を策定します。

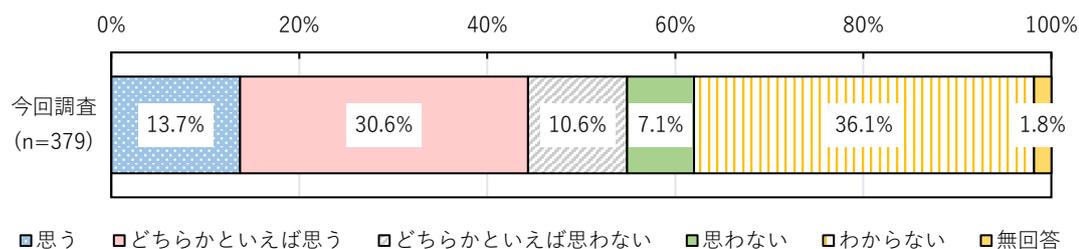
2 計画の位置付け

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める再犯防止推進計画として策定します。

3 町民アンケート調査結果にみる本町の状況

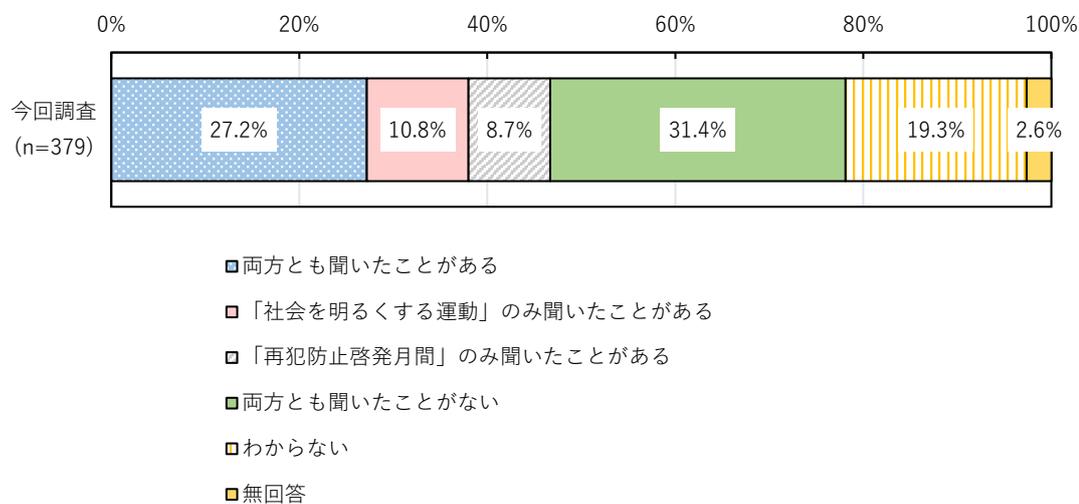
(1) 罪を犯した人の立ち直りに協力したいと思うか

「思う」（「思う」13.7%と「どちらかといえば思う」30.6%の合計）が44.3%となっています。



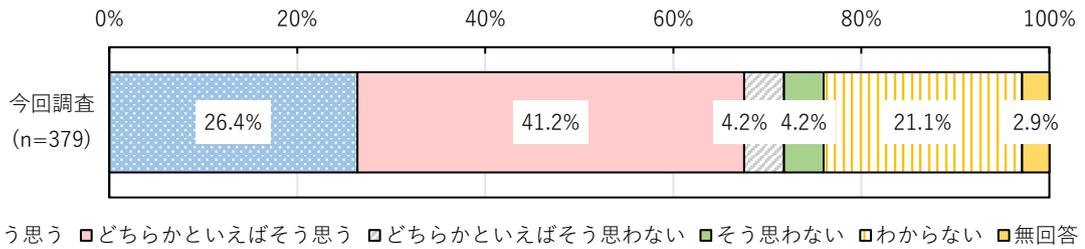
(2) 「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」の認知度

「両方とも聞いたことがない」が31.4%で最も高く、次いで、「両方とも聞いたことがある」27.2%、「わからない」19.3%となっています。



(3) 「誰一人取り残さない」社会の実現が大切だと思うか

「そう思う」（「そう思う」26.4%と「どちらかといえば思う」41.2%の合計）が67.6%となっています。

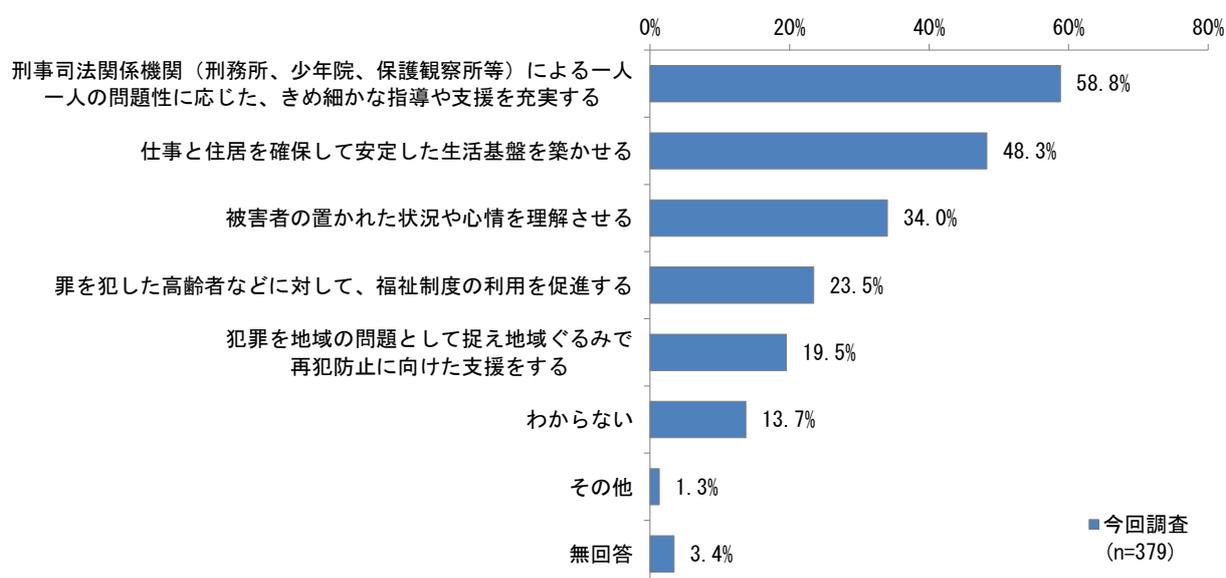


※社会を明るくする運動：法務省が主唱する、犯罪をなくして社会を明るくするために、全ての日本国民が犯罪の防止と犯罪者の矯正及び更生保護についての正しい理解を深め、進んでこれらの活動に協力するように全国民によびかける啓発活動

※再犯防止啓発月間：広く再犯防止についての関心と理解を深めてもらうため、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、毎年7月を、「再犯防止啓発月間」として定めている

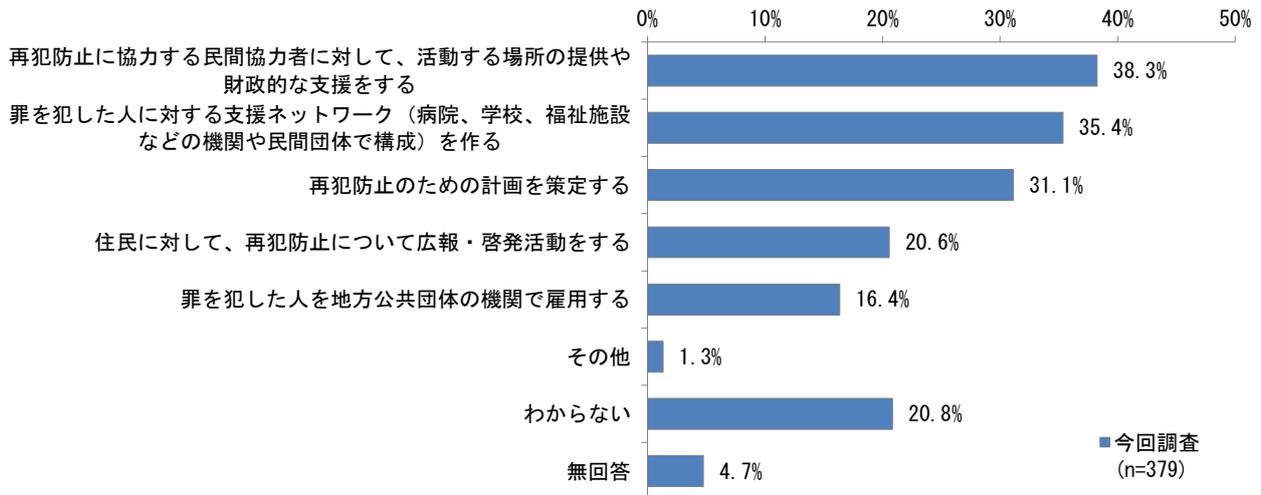
(4) 再犯防止のために、どのようなことが必要だと思うか（複数回答）

「刑事司法関係機関による一人一人の問題性に応じた、きめ細かな指導や支援を充実する」が58.8%で最も高く、次いで、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」48.3%、「被害者の置かれた状況や心情を理解させる」34.0%となっています。



(5) 再犯防止のために、地方公共団体は何をすべきか（複数回答）

「再犯防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援をする」38.3%が最も高く、次いで、「罪を犯した人に対する支援ネットワークを作る」35.4%、「再犯防止のための計画を策定する」31.1%となっています。



4 基本方針

この計画の基本方針は、国の第二次再犯防止推進計画及び熊本県再犯防止推進計画を踏まえ、罪を犯した人等が、社会において孤立することなく、円滑に社会の一員として復歸することができるようにすることにより、町民の犯罪被害を防止するため、次の施策に取り組みます。

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 就労・住居の確保
- (3) 保健医療・福祉的支援
- (4) 非行の防止と修学支援
- (5) 国や県、関係機関・団体等との連携強化

5 施策方針

(1) 広報・啓発活動の推進

地域住民にとって馴染みが薄かった再犯防止、または罪を犯した人等の社会復歸支援の重要性についての理解を促進するため、刑事司法関係機関だけでなく、行政と地域の保護司会等関係団体が主体となり、「社会を明るくする運動」を実践し、もって地域住民への広報・啓発活動を推進します。

また、再犯防止に関する様々な取組を実施することにより、役場職員や社会福祉協議会、地域支援団体等に対し、罪を犯した人等の社会復歸に向けた支援についての理解を促進します。

(2) 就労・住居の確保

刑務所出所者等が安定した職を得て、そこに定着するためには、本人の意向や適正などを踏まえたきめ細かな支援が必要です。そこで、町は刑務所出所者等が利用可能な既存の各施策や制度を活用し、地域の関係機関や民間団体との連携による支援を促進します。

また、保護司と家族や地域・関係機関が連携して、受刑者等の出所後の生活環境の調整の充実に取り組みます。

(3) 保健医療・福祉的支援

地域の支援関係者や関係機関との連携を強化し、罪を犯した高齢者や障がい者に対して、その状況に応じた適切な福祉サービスが提供できるよう支援します。

民生委員・児童委員、主任児童委員や社会福祉協議会等との連携を強化し、生活福祉資金の貸与や権利擁護事業等、日常生活における福祉的支援を進めます。

また、違法薬物による弊害を町民に正しく認識させ、未然防止のための普及啓発に取り組みます。薬物依存に関する先入観や偏見により、薬物事犯者本人やその家族が地域から孤立することなく安心して回復に取り組めるよう、薬物依存症に関する正しい理解を地域住民等に啓発します。

(4) 非行の防止と修学支援

学校をはじめとした地域の関係機関や団体が連携して、児童生徒の見守りや非行の未然防止のための啓発活動に取り組みます。非行あるいは問題行動を含めた児童生徒の行動や状況に応じ、関係機関等が連携して一貫した支援や指導に取り組みます。

また、非行等により通学や進学を中断した未成年に対して、本人の意向を踏まえ、学校と関係機関が連携して様々な取組を活用して修学を支援します。

(5) 国や県、関係機関・団体等との連携強化

刑法犯の検挙人員の約5割は再犯者が占めています。罪を犯した人が社会に復帰した後に、社会での孤立、地域での生きづらさを感じることで再犯につながる

一因と考えられます。

再犯防止又は罪を犯した人等に対する社会復帰支援などの取組について、国や県と連携しながら推進します。

また、再犯防止又は罪を犯した人等に対する社会復帰支援などの取組は地域福祉活動の一環です。地域福祉活動の主役は、地域に生活している町民です。住み慣れた地域で支え合い、助け合う社会を実現させるためには、行政の取組だけでなく、地域住民との協働が不可欠です。多様な地域ニーズに対応していくためには、地域の中で活動する自治会、民生委員・児童委員、主任児童委員、保護司、ボランティア団体・NPO法人、福祉サービス事業者、社会福祉協議会等が地域福祉の担い手となります。そのため、行政と関係機関・団体等の地域福祉を担う主体が相互に連携を図り、それぞれの取組を果たしながら協働して推進していきます。

第8章 計画の推進

本計画を推進するに当たり、関係各課や地域組織、団体と連携して取組を進めるため、以下の項目を念頭に置きながら推進していきます。

(1) 役割分担を明確にすること

地域福祉を進め、地域包括支援体制を確立するには、各主体が自らの役割を認識し、推進していくことが重要です。

地域が主体で進める取組を中心に据えながら、住民、地域組織・団体、社会福祉協議会、行政等が役割分担を明確にしていきます。

(2) 横の連携を強化すること

地域と連携する地域福祉に係る事業を効果的かつ効率的に実施していけるよう、関係機関との連携はもとより、情報共有を積極的に行い、関連する各分野別計画と連携を図り、横のつながりを強化していきます。

(3) 全ての人が地域福祉に関して共通認識を持つこと

本計画を推進していく上では、計画に関わる全ての人が共通認識を持つことが重要です。そのため、広報やホームページ等を広く活用して、住民へ周知し、計画や地域福祉自体の普及啓発に努めます。

(4) 個人情報やプライバシーに配慮すること

地域福祉活動は、人と人とのかかわりの中で進められていくもので、お互いの

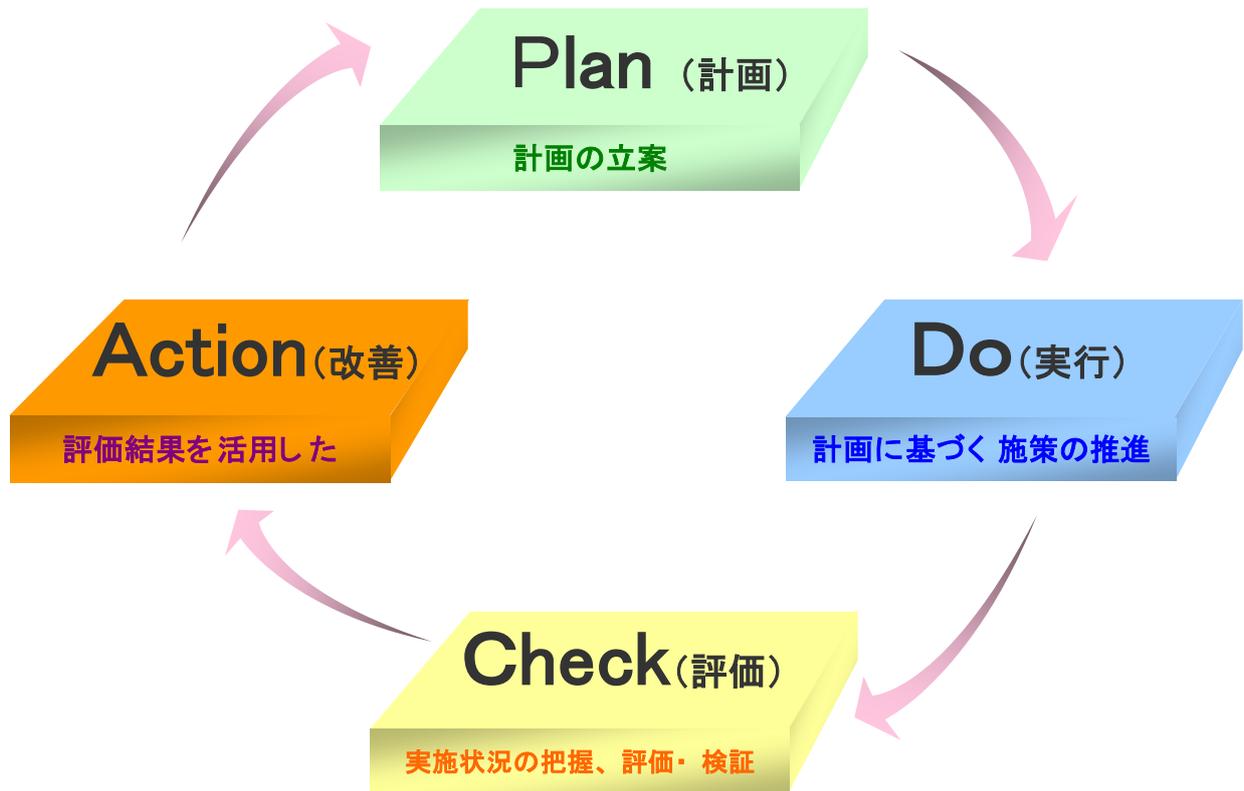
信頼関係がなければ成り立ちません。地域住民や支援が必要な人などとの信頼関係を築くためには、プライバシーに配慮し、個人情報保護の意味や目的をお互いに理解することが大切です。そのため、法律を正しく理解し、個人情報を適切に管理するように努めます。

(5) 計画の達成状況の点検及び評価

地域福祉推進のためには、計画策定（Plan）後、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画の進行管理については、住民、関係団体・関係機関、社会福祉協議会と連携しながら、計画の進捗状況や達成状況について把握し、評価・検証を行うなど、協働による計画の実効性・実現性を目指します。

【計画の点検・評価】



資料編

1 氷川町地域福祉計画策定委員会設置条例

平成29年3月17日条例第9号

改正

平成31年2月4日条例第2号

(設置)

第1条 本町の地域福祉を推進するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定及び変更するに当たり、氷川町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定及び変更に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 計画の策定及び変更に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱した委員20人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 住民の代表者
- (4) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画が策定及び変更されるまでの期間とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があるときには、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年2月4日条例第2号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 氷川町地域福祉計画策定委員会名簿

	所属	役職	氏名	備考
1	氷川町 民生委員児童委員協議会	会 長	西村 豊美	委員長
2	氷川町 母子寡婦福祉連合協議会	代 表 者	平岡 美代子	
3	氷川町 ボランティア推進協議会	会 長	土肥 幸憲	
4	氷川町区長会	会 長	川田 博文	
5	氷川町婦人会	会 長	浅山 正代	副委員長
6	氷川町老人クラブ連合会	会 長	中山 満	
7	氷川町教育委員会	委 員	豊暉原 素峰	
8	氷川町社会福祉協議会	局 長	道永 政宜	
9	氷川町身障者福祉会	会 長	三浦 賢治	
10	氷川町地域人権教育指導員	指 導 員	田 副 稔	
11	氷川町子ども会 育成連絡協議会	会 長	稲本 眞理	
12	氷川町消防団	団 長	浜田 宏樹	
13	氷川町地域包括支援センター	管 理 者	寺田 明子	
14	社会福祉法人 清流会 氷川学園	施 設 長	村山 智	
15	特別養護老人ホーム 早尾園	事 務 長	西山 その美	
16	特別養護老人ホーム やすらぎ荘	介護支援専門員	野中 哲郎	
17	住宅型有料老人ホーム ケアライフ竜宮	施 設 長	村山 賢一	
18	氷川町子ども・子育て会議	会 長	中島 美鈴	
19	氷川町保護司会	会 長	中山 哲行	

第 4 期 氷川町 地域福祉計画

令和6年3月

発行・編集

氷川町 福祉課

〒869-4814 熊本県八代郡氷川町島地642番地

T E L 0965-52-5852 F A X 0965-52-3939



© 2009 town HIKAWA
ひかりん
「ひかりん」は国産米(山田)のPRキャラクターです。